

由利本荘市総合計画 新創造ビジョン



新たなまちづくりの実現に向けて

本市は、平成17年3月の合併以来、県南西部の中核都市として、「市全体の一体性と地域バランスのとれた発展」を目指し、由利本荘市総合発展計画に基づきこれまで幅広い政策課題に取り組んでまいりました。

合併後の10年間では、特に、市全体の一体性を実現するため、県内最大の面積を有する市の全域に、ケーブルテレビ施設整備事業を推進したほか、日本海沿岸東北自動車道の整備促進や鳥海ダムが本格的な建設段階に移行するなど、機能的な社会基盤づくりを力強く推進するとともに、地域コミュニティバス運行事業や再来受診受付システム事業など、定住自立圏構想事業を戦略的に展開したことにより、地域の生活機能の強化と圏域ネットワークの充実が着実に進んできたものと考えております。

このたび、由利本荘市誕生10周年を迎え、激変する社会経済情勢の中、人口減少社会や少子高齢化の進展という重層的な課題に全力で取り組んでいくため、本市の次なる10年を見据えた、新たなまちづくりを実現する長期ビジョンとして、由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」を策定いたしました。

この新創造ビジョンは、最重要課題に「人口減少に歯止めをかけること」を明確に示し、「国内外から人と財が集まる、由利本荘ブランドという新たな地域価値を創造していく」ことを戦略方針に位置づけるとともに、これまでの計画にはない具体的な数値目標を設定しながら、「計画・実施・評価・改善」というPDCAサイクルマネジメントを実践し、常に進化する新創造ビジョンを目指します。

「稽古照今」という言葉がありますが、これは先達の行いを指針として、今の自分自身と照らし合わせ、さらに最高点となる限界を目指して、日々研鑽を積んでいく大切さを表したものであり、すべての市民力の結集と実践の成果により、まちの将来像に掲げる「人と自然が共生する躍動と創造の都市」に加え、「新たな由利本荘市への進化」に向けて、「市民と共に歩む市政」を力強く推進してまいります。

結びに、新創造ビジョンの策定にあたり、熱心なご審議をいただきました新たなまちづくり検討委員会委員の皆様を始め、貴重なご意見、ご提言を賜りましたすべての市民の皆様に衷心より感謝申し上げます。

平成27年3月

由利本荘市長 長谷部 誠



目 次

序 章 計画の基本事項	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置づけ・構成・期間	3
第3節 計画の策定体制	4
1 計画の策定体制	4
2 市民意見の反映	5
第4節 本市を取り巻く現状と課題	6
1 人口減少社会の進展	6
2 少子高齢化の進展	7
3 グローバル化に伴う地域経済産業の変化	7
第5節 市民の意向・まちづくりへの期待	8
1 地域環境に対する市民の満足度	8
2 本市の重要課題への対策	9
3 協働のまちづくり	13
4 市民の幸福度	14
5 ふるさと愛	16
6 これからのまちづくりへの期待	17
第6節 まちづくりの重要課題	19
第1章 基本構想	21
第1節 まちづくりの基本理念	22
第2節 まちの将来像	23
第3節 まちづくり重点戦略	24
第4節 まちづくり政策体系	29
1 まちづくり施策の体系	29
2 まちの将来像に向けたランドデザイン	30
第5節 地域別まちづくりビジョン	31
第6節 まちづくり基本政策	39
基本政策1 力強い産業振興と雇用創出	39
基本政策2 安全・安心・快適な定住環境の向上	41
基本政策3 笑顔あふれる健康・福祉の充実	42
基本政策4 ふるさと愛を育む次代の人づくり	44
基本政策5 市民主役の地域づくりと市政経営	45
第7節 土地利用方針	46
第8節 計画の推進	47

目 次

基 本 計 画

第2章 基本計画	48
基本政策1 力強い産業振興と雇用創出	50
政策1-(1) 事業意欲の喚起と雇用対策の強化	50
政策1-(2) 工業の振興	54
政策1-(3) 商業の振興	56
政策1-(4) 農業の振興	58
政策1-(5) 林業の振興	62
政策1-(6) 水産業の振興	64
政策1-(7) 観光の振興	66
基本政策2 安全・安心・快適な定住環境の向上	68
政策2-(1) 自然環境の保全・活用	68
政策2-(2) 快適な住環境の整備	72
政策2-(3) 機能的な社会基盤の整備	74
政策2-(4) 防災・減災のまちづくり	76
基本政策3 笑顔あふれる健康・福祉の充実	78
政策3-(1) 保健・医療の充実	78
政策3-(2) 子ども・子育て支援の充実	80
政策3-(3) 高齢者福祉の充実	82
政策3-(4) 障がい者福祉の充実	84
政策3-(5) 地域福祉・社会保障の推進	86
基本政策4 ふるさと愛を育む次代の人づくり	88
政策4-(1) 幼児教育、学校教育、青少年健全育成の充実	88
政策4-(2) 生涯学習社会の推進	90
政策4-(3) スポーツ立市の推進	92
基本政策5 市民主役の地域づくりと市政経営	94
政策5-(1) 男女共同参画社会の推進	94
政策5-(2) 国内外交流の推進	96
政策5-(3) 住民自治の充実	98
政策5-(4) 開かれた市政の推進	100

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 計画の位置づけ・構成・期間
- 第3節 計画の策定体制
- 第4節 本市を取り巻く現状と課題
- 第5節 市民の意向・まちづくりへの期待
- 第6節 まちづくりの重要課題

第1節 計画策定の趣旨

由利本荘市（以下「本市」という。）では、本荘由利一市七町が合併する際に策定した「新市まちづくり計画」を基に、合併後の社会経済情勢の変化による主要事業の見直しなどを盛り込んだ、本市のまちづくり指針として「由利本荘市総合発展計画」を平成18年3月に策定しました。

この総合発展計画に基づき、平成17年度から26年度までの10年間にわたり、長期的な展望によるまちづくりを着実に展開してまいりました。

この間、国では、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の急速な進展、グローバル化に伴う地域経済産業の変化がみられ、また、平成23年3月に発生した東日本大震災や、これに伴う原子力発電所事故は、日本におけるこれまでの国民生活のあり方や暮らしを根本から変えるものとなっています。

また、財政の健全化や社会保障制度改革、アジア近隣諸国との緊張、TPP（環太平洋経済連携協定）への対応、地球温暖化防止とエネルギー政策のあり方などを含めて、国全体が持続可能な社会の構築に向けて、大きな転換期を迎えています。

さらに、いわゆる地方創生の取り組みの中で、東京一極集中に歯止めをかけ、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現するとともに、地域の特性に即した地域課題を解決していくことで、魅力あふれる地方を創生していくことを目指しております。

こうした社会経済情勢の中、由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」（以下「本計画」という。）は、本市の直面する重層的な課題をしっかりと受け止めた上で、市民とともに次の10年に向けたまちづくりの基本理念を始め、中長期的な展望に立った重点戦略と基本政策を定め、新たなまちづくりの実現に向けて、全市的な取り組みを展開するために策定するものです。

なお、地方自治体の総合計画については、平成23年5月の地方自治法の一部改正により、市町村議会の議決を経て定める義務づけが廃止されました。しかしながら、総合的・計画的な市政経営の最上位計画として、長期的なまちづくりの指針が必要なことから、本計画は、市議会、市民の各界各層からなる新たなまちづくり検討委員会、まちづくり協議会、市民アンケート調査、有識者ヒアリング調査などにより、市民の皆さまを始め、地域の意見を幅広く聴きながら、協働のまちづくりを実践して策定しました。

第2節 計画の位置づけ・構成・期間

○計画の位置づけ

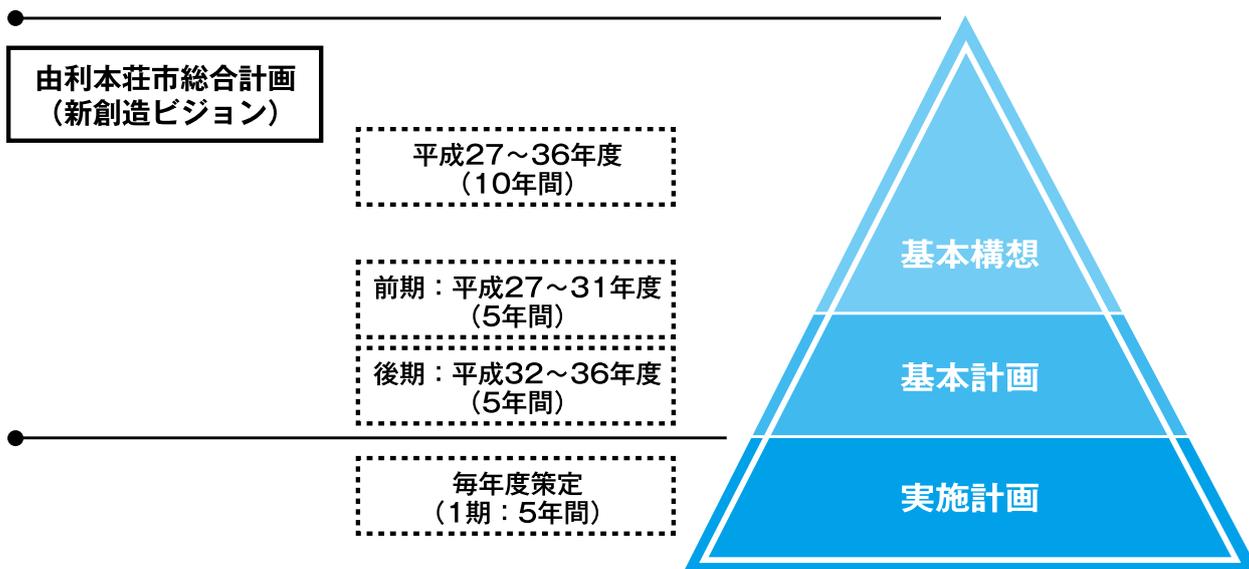
本計画は、まちづくりの基本理念と10年後のまちの将来像を定め、その実現に向けて、基本となる戦略・政策を定める市政経営方針です。

本計画は、市政経営の最上位計画に位置づけられるものであり、市民・地域企業・関係機関・行政が本市のまちの将来像を共有し、その実現に向かって、チーム「オール由利本荘」で新たなまちづくりを進める「羅針盤」の役割を果たします。

○計画構成・計画期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

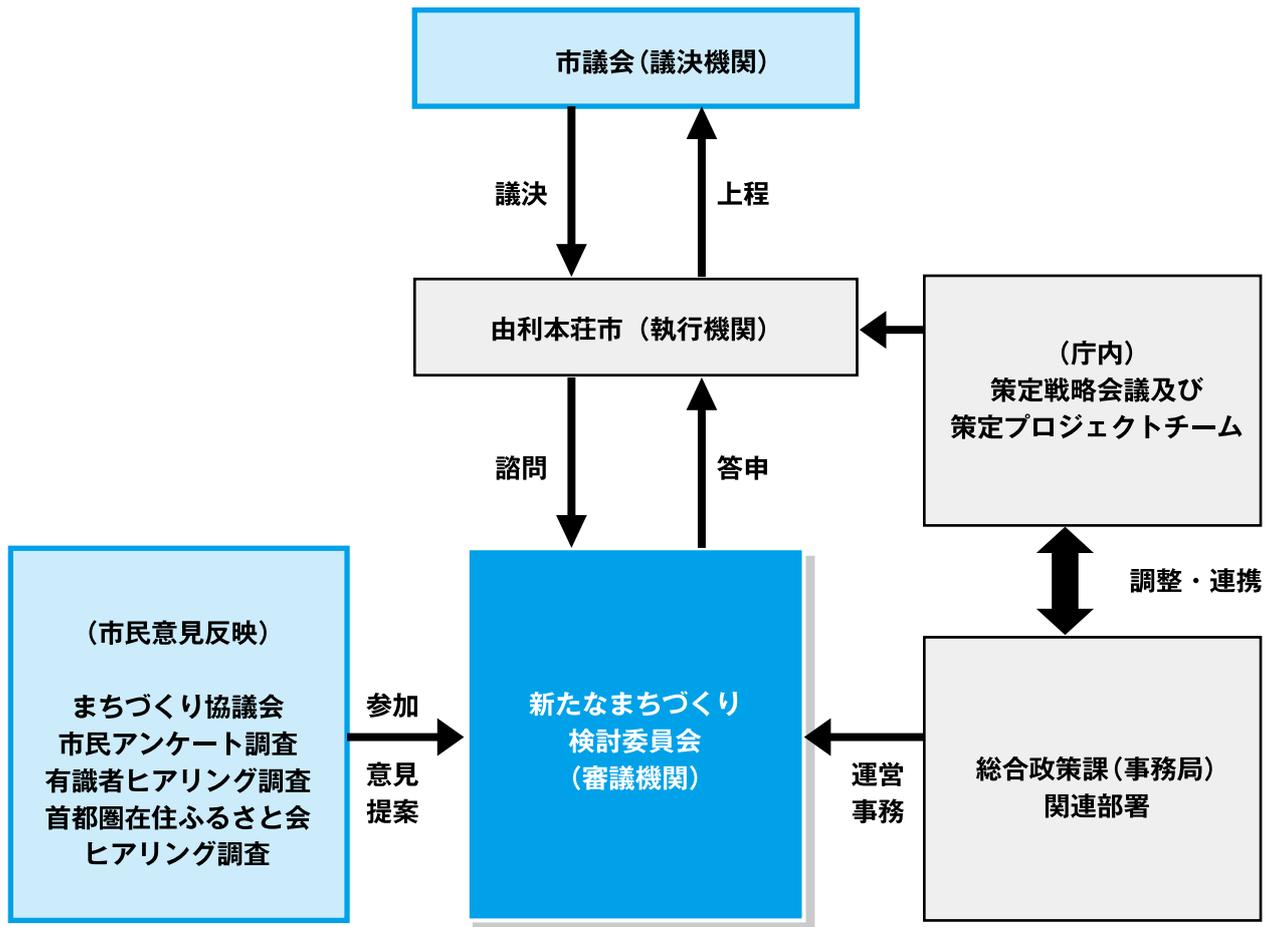
本計画	基本構想	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の新たなまちづくりにおける基本理念とまちの将来像を定め、その実現に向けての重点戦略及び基本政策を示す。 ●計画期間は、平成27～36年度（10年間）。
	基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ●基本構想に基づき展開する、具体的な施策を示す。 ●社会経済情勢に柔軟に対応するため、前期・後期で策定する。 ●本計画は、平成27～31年度（5年間）の前期計画にあたる。
別途策定	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画に基づく年度毎の事業内容及び事業費を示す。 ●財政計画との整合性を図るため、1期5年とし、毎年度見直すローリング方式とする。



第3節 計画の策定体制

1 計画の策定体制

本計画の策定は、本市から新たなまちづくり検討委員会に諮問し、計画案を審議・答申をいただくとともに、市民を始め、まちづくり協議会、関係団体などからも意見をお聴きし、その意見を反映するよう努めました。



2 市民意見の反映

①新たなまちづくり検討委員会

本計画策定の審議機関として、新たなまちづくり検討委員会を設置し、次の10年間の市政経営方針を協議していただき、協議結果は「計画答申」としてまとめていただきました。

【実施概要】

実施期間：平成26年2月6日～平成27年1月26日

開催回数：全5回

②まちづくり協議会

市全体の成長・発展と、その基礎となる地域の特性を活かしたまちづくりの両面から意見を本計画策定に反映することを目的に、まちづくり協議会からの意見をお聴きしました。

【実施概要】

実施期間：平成26年1月～3月、10月～11月

実施方法：市担当課による各協議会との個別協議と意見集約

③市民アンケート調査

「市民と共に歩む市政」を推進する一環として、まちづくり全般に対する、市民の幅広い意見を本計画策定に反映することを目的に、市民アンケート調査を実施しました。

【実施概要】

調査対象	15歳以上の市内在住者（約73,000人）
調査期間	平成25年11月1日～11月15日
調査方法	郵送調査（郵送による配付・回収）
配布数	4,200人（対象人口の5.8%。無作為抽出）
回収数	1,731票（回収率41.2%）

④有識者ヒアリング調査

将来のまちづくりに対する多様な視点からの意見を本計画策定に反映することを目的に、本市に関わりの深い団体などを対象にヒアリング調査を実施しました。

【実施概要】

実施期間：平成26年2月（首都圏）、10月9～10日、23～24日（市内）

調査対象：市商工会、民間企業、金融機関、産業団体、秋田県立大学、教育関係者、由利組合総合病院、首都圏在住ふるさと会 全19団体（人）

実施方法：個別インタビューによる聴き取り（一部、シート調査、電話取材）

第4節 本市を取り巻く現状と課題

次の10年間にわたる新たなまちづくりを考える前提として、時代潮流を踏まえ、本市を取り巻く現状と課題、新たなまちづくりの可能性を整理します。

1 人口減少社会の進展

日本の総人口（10月1日現在人口）は、平成20年度をピークに減少に転じ、人口減少社会を迎えました。国の人口減少の大きな要因は少子化にあり、都市や地方を問わず、国全体として急速に進行しています。

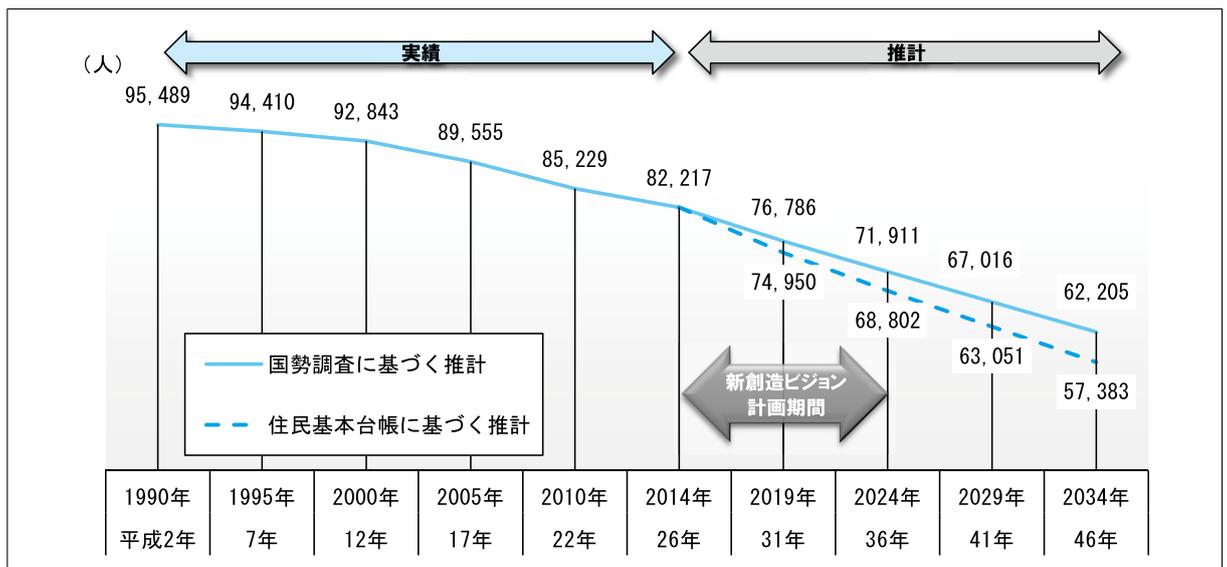
人口減少社会と少子高齢化の進展は、労働力人口の減少や社会保障費の増大といった面で、国の社会経済情勢に大きな影響を及ぼしています。そのため、「団塊の世代」が75歳を迎える「2025年問題」に備え、社会構造のあらゆる改革を急ピッチで進めているところです。

秋田県全体でも、昭和31年以降、減少が続いており、平成26年10月1日現在の約103万7,000人から平成52年には70万人を下回ると予測されています。

本市の将来人口の見通しも平成26年の82,217人から平成46年には60,000人前後になることも予想されています。地区別の将来人口をみるとすべての地区で人口減少が予測されており、20年後には現在の半分以下になる地区も現れる見通しです。

人口減少がこのまま進行した場合、市の経済規模の縮小、労働力人口の減少、担い手不足による地域活力や地域機能の低下など、様々な影響が懸念されます。

＜本市人口の実績及び将来推計＞



平成2～22年は国勢調査、平成26年は住民基本台帳による実績値。
 国勢調査に基づく推計は、平成17、22年10月1日実績を用いた国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月中位推計)
 住民基本台帳に基づく推計は、平成21～26年9月末実績を用いた由利本荘市による推計

2 少子高齢化の進展

総人口が減少に転じる一方で、戦後のベビーブーム（昭和22～24年）に生まれた、いわゆる「団塊の世代」が65歳を迎え、4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えています。

秋田県は、平成26年10月1日現在の高齢化率（人口に占める高齢者数の割合）が32.6%（秋田県年齢別人口流動調査結果 [平成26年11月速報]）と、全国で高齢化率が最も高い県となっています。一方、出生率は平成7年以降、18年連続で全国最下位となっています。

本市の高齢化率は全県平均と概ね同じレベルですが、今後も人口減少と同時に少子高齢化が急速に進むことが予測されています。

全国の自治体で同様の状況にある中、本市においても少子高齢化の抑制に向けた取り組みを展開することはもとより、少子高齢化に伴うサービス需要の増大や集落機能の低下といった状況に対応する抜本的な解決策が求められています。

一方、経験、意欲、能力、体力のある高齢者が増えることにより、自らの個性や能力を発揮し、地域社会で活躍することが期待できます。

3 グローバル化に伴う地域経済産業の変化

国家や地域の境界を越え、地球規模で人、もの、資金、情報が広がり、相互依存が深まるグローバル化があらゆる分野で進展しています。

とりわけ、経済分野においては、国際的分業の進展、企業の海外進出が進む一方、リーマンショックに端を発した世界金融危機が発生するなど、一つの国や企業の問題が、世界経済に影響を及ぼし、市民生活にも大きく影響するようになりました。

こうした中、歴史的な円高の影響などにより、秋田県全体の製造品出荷額等が大幅に落ち込みましたが、その中心が本市に集積している電子部品・デバイス産業でした。

本市のみならず県内経済産業を牽引する電子部品・デバイス産業は、雇用情勢にも大きく影響することから、これまでの産業集積に加え、全国第一号となる企業立地促進法の地域指定を活かしながら、新たな産業分野として、航空機・自動車等輸送機関連産業に参入する地域企業の取り組みを支援するなど、地域産業集積の戦略的な施策展開により、雇用の確保と創出を図っていく必要があります。

第5節 市民の意向・まちづくりへの期待

市民アンケート調査の結果から得られた市民満足度の内容を始め、これからのまちづくりへの意向や期待を勘案し、本計画に反映します。

1 地域環境に対する市民の満足度

地域環境については、満足度50%以上（下表A～B）は、自然環境、ごみ処理、上下水道、防災、公害対策などの6項目（全26項目の23%）となっています。

一方、不満度が満足度を上回る項目（下表E）は、除排雪、交通機関、就労環境の3項目（同11.5%）が挙げられます。

この結果から、満足度の高い項目も不満度の高い項目も“毎日の暮らしに関わる”項目であり、生活環境に密接に関連する施策が市民の満足度の向上に結びつくと考えられます。

その中でも、冬季の除排雪を含めた交通環境の改善、就労機会の拡大を期待しています。

また、下表Dにあたる交流、男女平等、宅地整備、市民活動についても、今後、市民の満足度を高めていく方策を検討する必要があります。

【地域環境に対する市民の満足度】

※満足度＝満足＋まあ満足　不満度＝やや不満＋不満

A	満足度が特に高い項目 (満足度 70%以上、不満度 20%未満)	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境の豊かさ ● ごみの収集・処理の状況 ● 水道の整備状況
B	満足度が過半数を超える項目 (満足度 50%以上、不満度 20%未満)	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災や災害からの安全性 ● 騒音・振動・悪臭等の環境 ● 下水・排水の処理状況
C	満足度は高くないが、不満度を上回る項目 (満足度 50%未満、かつ、満足度が不満度を上回る)	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の整備状況 ● 公園・緑地・広場の整備状況 ● スポーツ活動や施設整備の状況 ● 生涯学習活動、芸術・文化活動やその施設整備の状況 ● 子どもの教育環境 ● 保育等の子育て支援の状況 ● 保健・医療サービスやその施設整備の状況 ● 福祉サービスやその施設整備の状況 ● 日常の買い物の便利さ ● 人情味や地域の連帯感 ● 行政情報や催事情報の提供状況 ● 行政の窓口サービスの状況 ● 情報通信網の整備状況
D	どちらともいえない項目 (どちらともいえないが過半数を超え、満足度・不満度共に 20%未満)	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内外との交流活動 ● 男女共同参画意識や女性の社会参画の状況 ● 公営住宅・分譲宅地の整備状況 ● ボランティア・NPOなどの市民活動
E	不満度が満足度を上回る項目 (不満度の高い上位3項目)	<ul style="list-style-type: none"> ● 除排雪の状況 ● 交通機関の便利さ（鉄道、定期バス等） ● 働きがいのある職場

2 本市の重要課題への対策

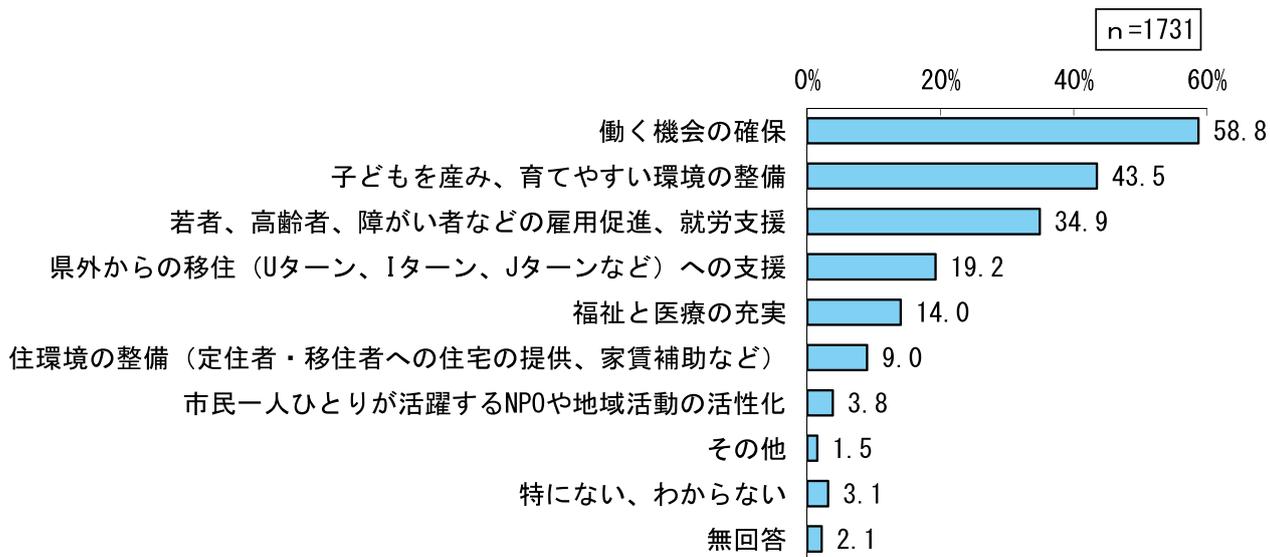
市民は、本市が直面する重要課題に対し、次の対策が有効であると考えています。

- 人口減少社会に対し、就労機会の確保、子どもを産み育てる環境づくり
- 地域産業の活性化に向けて、企業誘致、新たな産業の育成・支援
- 観光振興策には、発信力強化、施設充実、特産品開発・PR活動、交通アクセス向上
- 少子化対策には、子育てにかかる経済支援、多様な子育て支援
- 高齢社会対策には、介護や医療にかかる経済支援
- 防災・減災のまちづくりに向けて、市民自身の備え、子どもや高齢者、障がい者等の避難体制の強化、日常的な市民同士の連携と協力

市民のこうした意識を参考にしながら、重要課題の対応解決に向けて戦略的な政策の方向性と具体的な施策を打ち出すことが本計画に求められています。

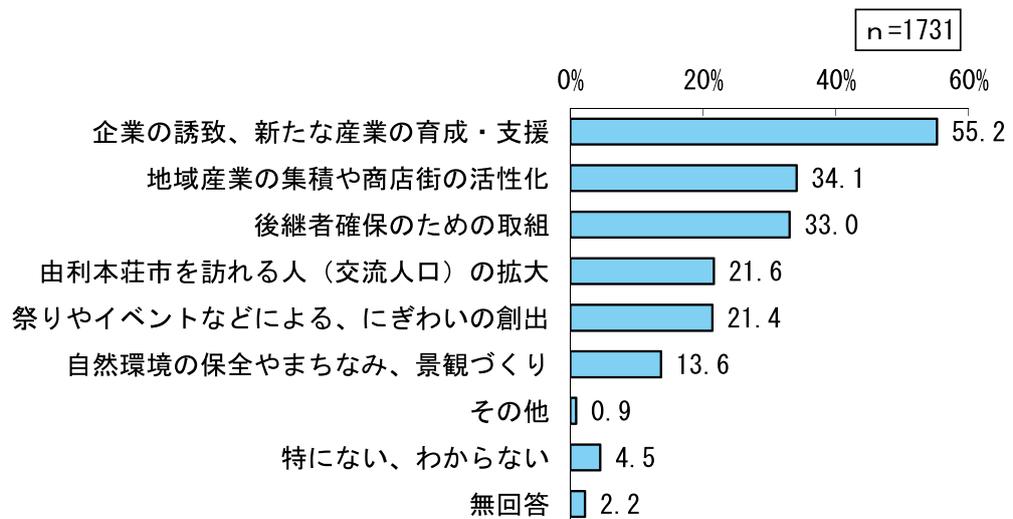
【人口減少社会における取り組みとして特に重要なこと】

nは回答者数、数値は回答比率



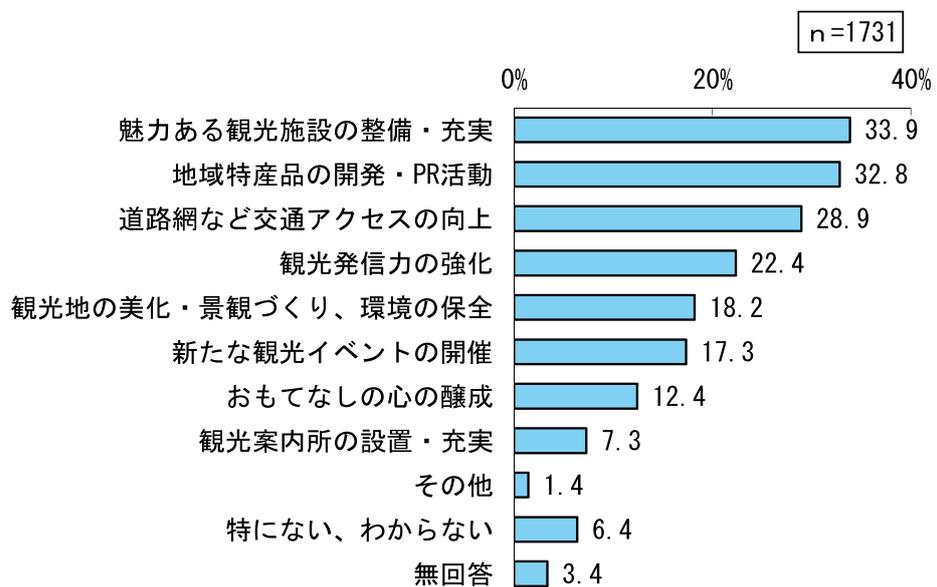
【地域産業の活性化に向けて、特に重要なこと】

n は回答者数、数値は回答比率



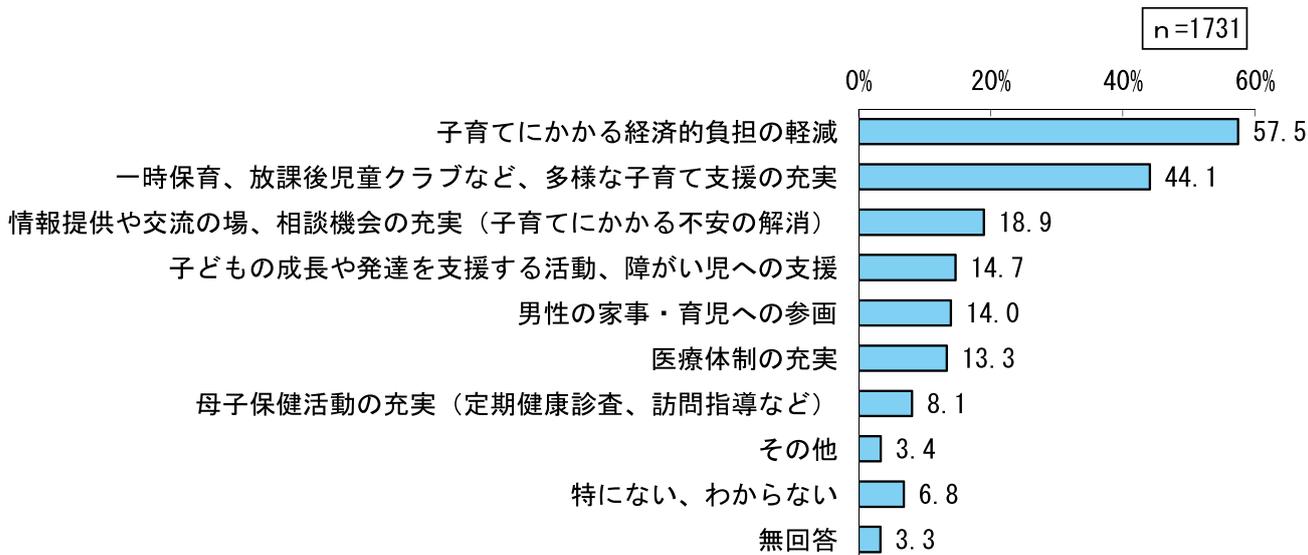
【観光振興に向けて、特に重要なこと】

n は回答者数、数値は回答比率



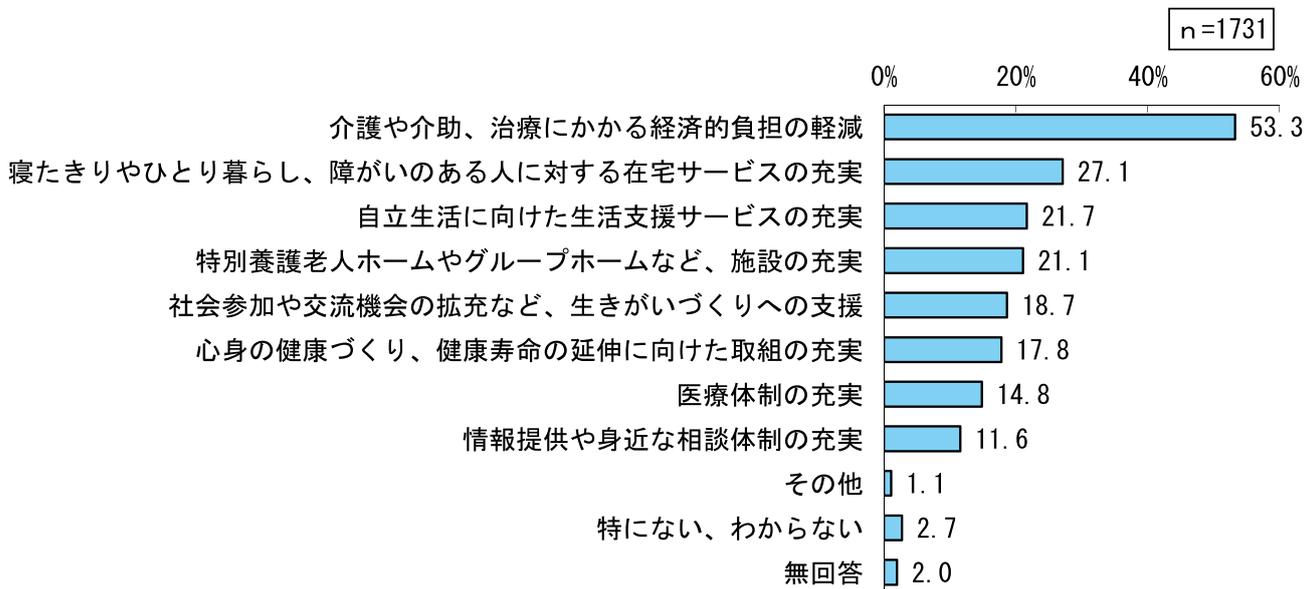
【少子化に対応するまちづくりに向けて、特に重要なこと】

nは回答者数、数値は回答比率



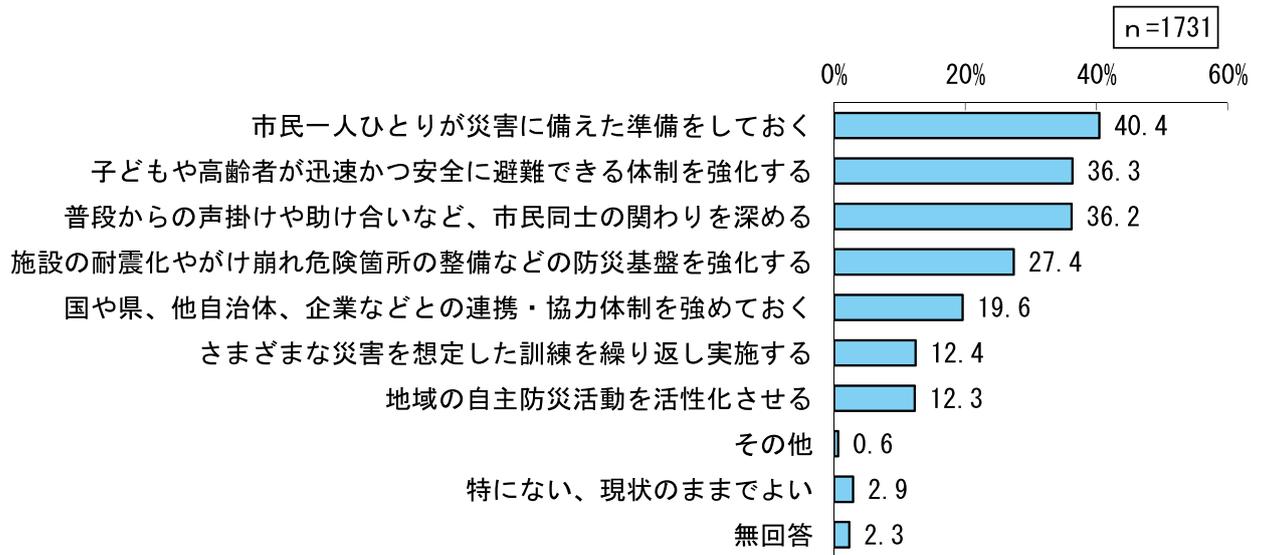
【高齢社会に対応するまちづくりに向けて、特に重要なこと】

nは回答者数、数値は回答比率



【防災・減災のまちづくりに向けて、特に重要なこと】

nは回答者数、数値は回答比率



3 協働のまちづくり

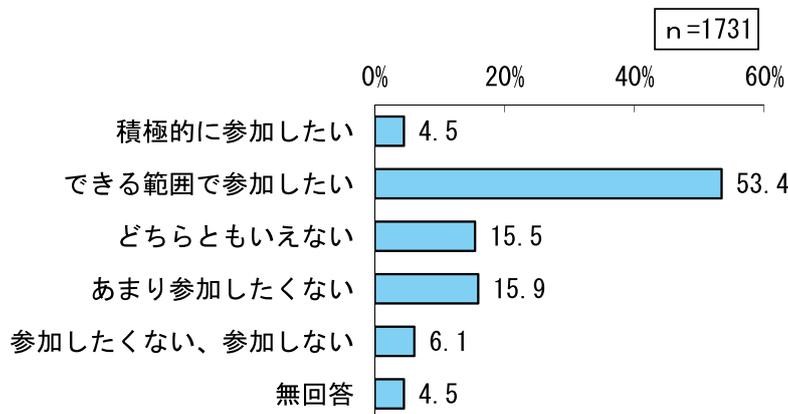
協働のまちづくりに関して、「積極的に参加したい」と「できる範囲で参加したい」を合わせると6割近くであり、高い意欲を持っていることがわかりました。その中でも、特に10代や学生は地域活動やボランティアに前向きな姿勢を持っています。

人口減少と少子高齢化が同時に進行する本市において、若い世代が地域に対して意欲的なことは大きな財産といえます。

次代を担うこうした人財を活かし、市民と行政の意見交換の機会を増やししながら、協働のまちづくりが活発になる仕組みを強化することが本計画に求められています。

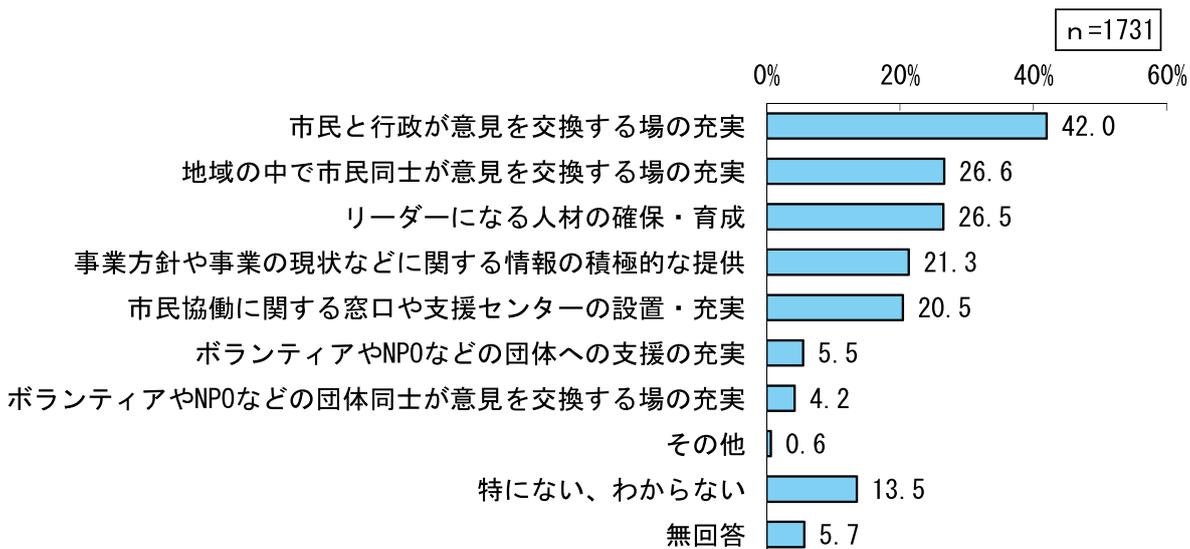
【市民の地域活動やボランティアなどへの意欲】

nは回答者数、数値は回答比率



【協働のまちづくりを進めるために重要な取り組み】

nは回答者数、数値は回答比率



4 市民の幸福度

市民の幸福度に関して、平均としては5.88点、中間点（5点）よりやや高い（やや幸福）という結果でした。

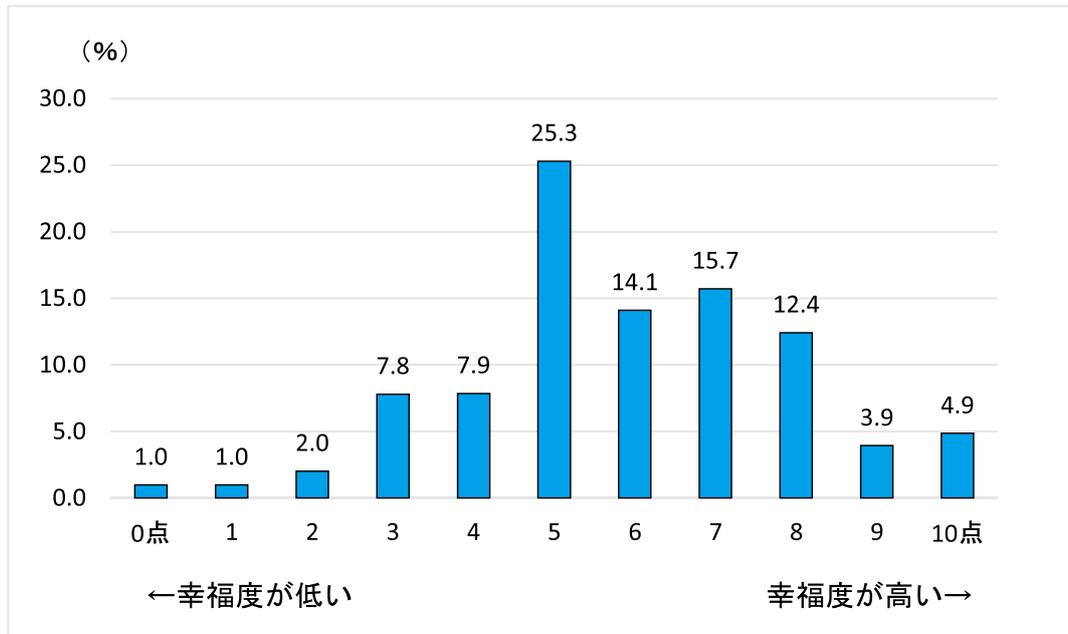
また、「自分や家族の努力」が幸福度を高め、「心身の健康」が幸福感に大きな影響を及ぼすと考えています。なお、20～40代、契約・派遣社員、パートタイムでは「所得」、10代と学生では「人や社会とのつながり」が幸福感に直結するという結果です。

これからのまちづくりにおいては市民の幸福度という新しい尺度を意識し、市民の幸福度と市全体の成長・発展が両立する視点も必要です。

【市民の幸福度】

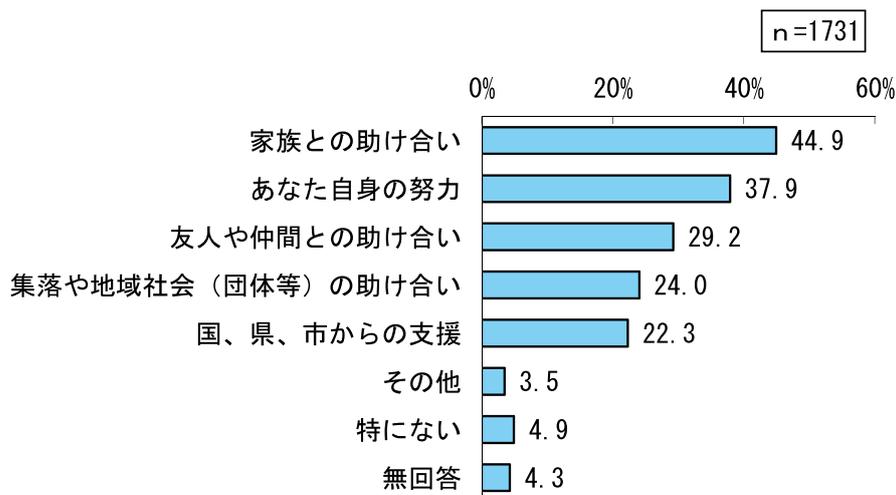
nは回答者数、数値は回答比率（無回答を除く）

n=1731



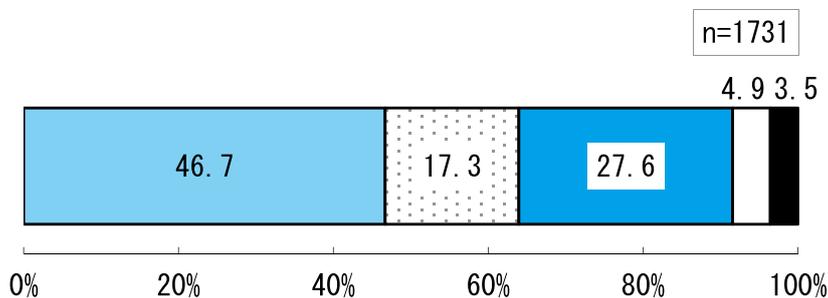
【幸福感を高めるために有効な手立て】

n は回答者数、数値は回答比率



【幸福感に大きな影響を及ぼす項目】

n は回答者数、数値は回答比率



- 心身の健康が維持・増進すること
- 人や社会とのつながりがあること
- 所得が増えて豊かになること
- 地域の自然や環境が良くなり、災害に強い地域になること
- 無回答

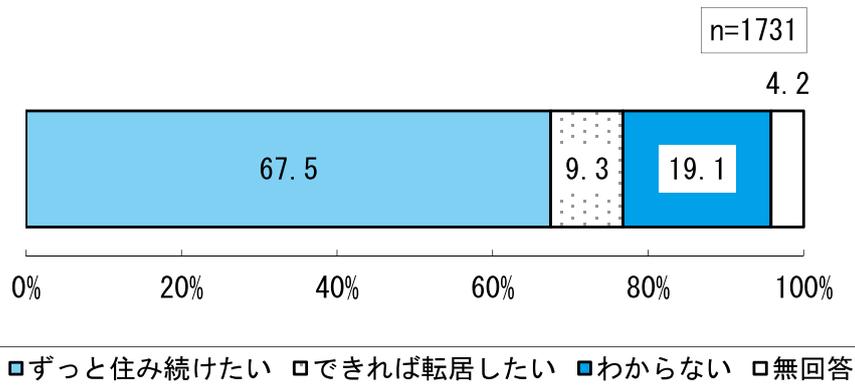
5 ふるさと愛

「ずっと住みたい」が7割近く、「由利本荘市が好き」が6割半ば、「近隣同士で支えあって暮らしている」が5割半ばという結果から市への愛着の高いことがわかりました。

こうした市民一人ひとりの気持ちを大切にしながら、魅力あるまちづくりを市民とともに推進していく必要があります。

【市民の定住希望】

nは回答者数、数値は回答比率



【市民のふるさと愛】

*網掛けは各項目の第1位
*上段は人数、下段は比率

	合計	実感する			実感しない		無回答	
		そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらともいえない	そう思わない どちらかといえば	思わない		
ア あなたにとって、由利本荘市は暮らしやすいまちですか。	n	1731	192	674	536	171	87	71
	%	100.0	11.1	38.9	31.0	9.9	5.0	4.1
イ あなたは、由利本荘市が好きですか。	n	1731	524	629	377	75	56	70
	%	100.0	30.3	36.3	21.8	4.3	3.2	4.0

6 これからのまちづくりへの期待

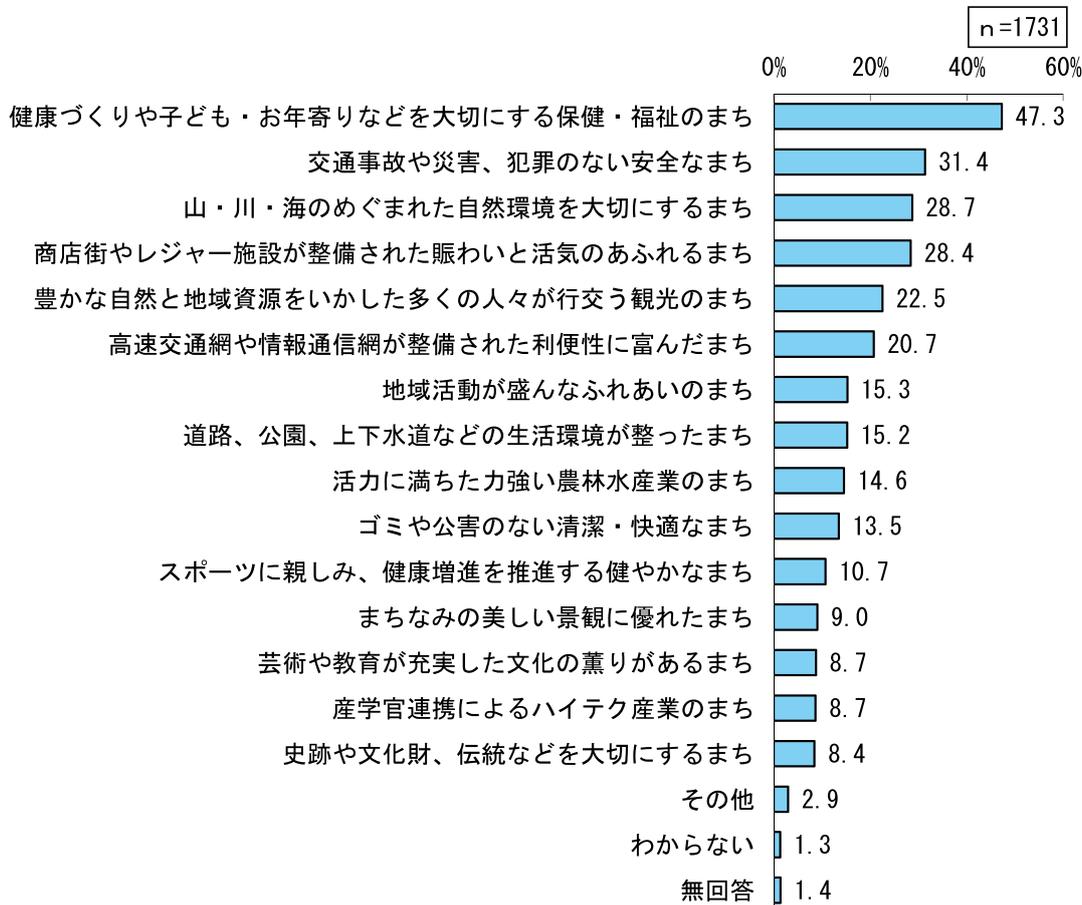
市の将来イメージの第1位は、「健康づくりや子ども・お年寄りなどを大切にする保健・福祉のまちづくり」です。

また、まちづくりの重点分野に「産業が活性化し、魅力ある職場（仕事）が増えること」を挙げています。

時代潮流や社会経済情勢を踏まえながら、市民の期待に応えるまちづくり方針を打ち出すことが本計画に求められています。

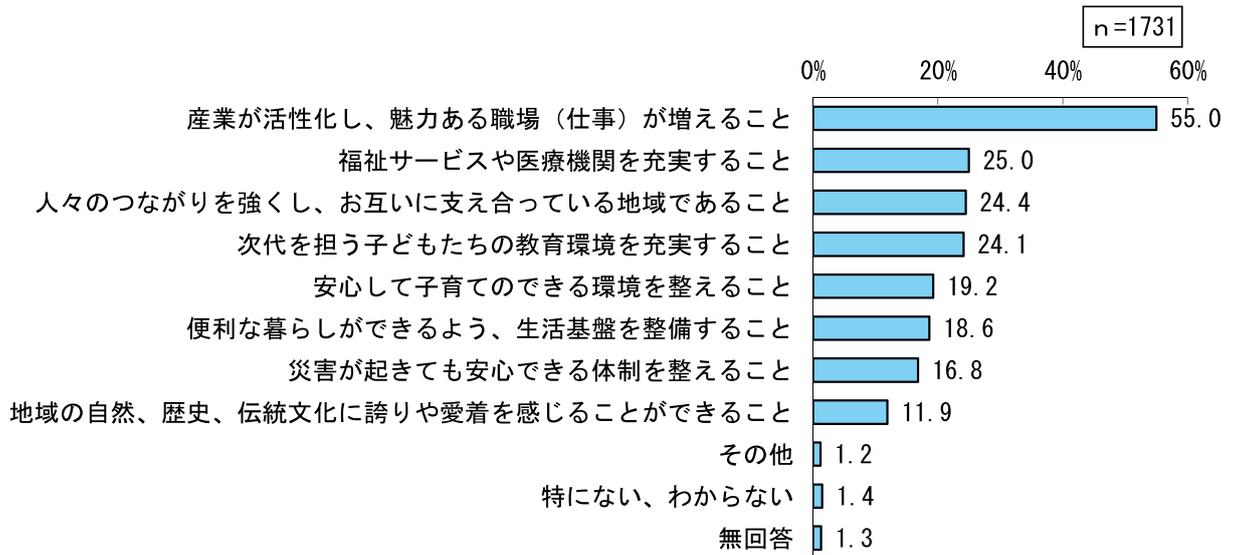
【市民の期待する市の将来イメージ】

nは回答者数、数値は回答比率



【市民の期待するまちづくりの重点分野】

nは回答者数、数値は回答比率



第6節 まちづくりの重要課題

合併からの10年間は、新しく誕生した「由利本荘市」の基礎を築く期間として、8つの地域の伝統・文化の共生と融合、地域特性を活かしたまちづくりを最優先に取り組んできました。この間、全市を網羅するケーブルテレビ（CATV）施設整備事業や市文化交流館・カダーレの完成といった大きな事業が完了しました。

また、本計画策定にあたって実施した市民アンケート結果でも、市民はまちづくりの現状に対して一定の評価をしていることから、「まちづくりの基礎を築く」という目標は、概ね達成できたといえます。

その一方、本市の人口は、予想以上のスピードで減少しており、このままでは2040年の人口が5万人台に減少することも予測され、基礎自治体としての存続が危ぶまれる状況に直面しています。さらには、人口減少と同時に少子高齢化が一段と進行しており、地域や産業の担い手不足や過疎化に拍車がかかる状況に陥ることが予想されます。

こうした重要かつ喫緊の課題に取り組んでいくため、本市のまちづくりは、次なる10年という「第2ステージ」に入ります。

この第2ステージを迎えるにあたり、本市を取り巻く現状と課題の分析を始め、中・長期的な展望から、新たなまちづくりの重要課題を次の3つと捉えます。

最重要課題：人口減少に歯止めをかけること

地方都市の人口減少問題は今に始まったことではありませんが、国全体が人口減少社会を迎えたことを機に一段と深刻な状況になっています。

本市の人口減少の主な要因は、出生数の減少による自然減に加え、転出者数が転入者数を上回る社会減の状況が続いていることにあります。

全国の地方都市が人口減少抑制策を展開する中で都市間競争に埋没することなく、人口減少要因を改善する取り組みを重点的に展開し、予測される人口減少のスピードに対して、ブレーキをかけることこそ、市民の満足度をより高め、基礎自治体としての成長につながる、次の10年間の最重要課題となります。

重要課題：元気な少子高齢社会を形成すること

本市は、50歳代後半から60歳代前半（いわゆる団塊の世代を含む）の人口が最も多く、高齢者人口(65歳以上)が3割を占めており、今後も、急速に高齢者が増えることが予測されます。

こうした状況に対し、従来の政策であるサービス提供中心の「高齢者支援型」から、あらゆる分野で高齢者の知識・経験・スキル等を活かす「高齢者活躍型」に転換することが必要です。

また、あらゆる地域資源を駆使して、全市を挙げて総合的かつ持続的な少子化対策に取り組むことによって、市民の期待する元気な少子高齢社会を形成することが、次の10年間の重要課題となります。

重要課題：地域活力の維持・向上を進めること

人口減少と少子高齢化の進展はあらゆる局面に影響しますが、特に大きく影響するのが中心地域以外の周辺地域の過疎化であり、それに伴う地域活力の低下が懸念されます。

こうした状況に対し、地域を力強く再生していくための原動力となるのは、地域活力を生み出す地域住民一人ひとりの意欲と実践力です。

少子高齢化の進展に伴い、市民・地域・行政が担う役割を見直しつつ、一人ひとりの力と地域の絆を強め、自ら課題を解決する「自立型」の地域づくりをより一層推進すること、さらには、それぞれの地域で先人から受け継ぐ自然、伝統、文化、景観を未来に残し、ふるさとの新しい文化を創造することにより、地域活力の維持・向上を進めることが、次の10年間の重要課題となります。

第1章

基本構想

- 第1節 まちづくりの基本理念
- 第2節 まちの将来像
- 第3節 まちづくり重点戦略
- 第4節 まちづくり政策体系
- 第5節 地域別まちづくりビジョン
- 第6節 まちづくり基本政策
- 第7節 土地利用方針
- 第8節 計画の推進

第1節 まちづくりの基本理念

本市では、市民憲章を次のように定めています。

- 一．豊かな水と緑を守り育て、生命力に満ちた自然との共生につとめます。
- 一．思いやりと感謝の心で助け合い、温かな家庭と平和なまちをつくります。
- 一．すすんで心身をきたえ、健康で笑顔あふれる明るい社会をきずきます。
- 一．ふるさとに学び、心を世界に開いて、文化の香り高い風土をそだてます。
- 一．生きがいと誇りを持って仕事に励み、希望に満ちた明日へ向かってすすみます。

市民憲章は、全市民による持続的な努力目標を定めたものであり、まちづくりを進めていく基本的な方針として、本市が誕生した際のまちづくりの基本理念の考え方を継承します。

【Ⅰ】人と豊かな自然をつなぐ、健やかで創造性あふれるまちづくり

本市は、秀麗鳥海山を源流とする子吉川が紺青の日本海に注ぐ、「山・川・海」の大自然に恵まれた地域です。この豊かな自然の恵みを受けた地域の基幹産業である農業を始め、林業、水産業をこれからも守り育てていきます。

市域の中で、個性や独自の文化を持つ地域について、お互いがそれぞれを認め合いながら、市民が心をつなげて健やかで創造性あふれる新たなまちづくりを目指します。

【Ⅱ】交流とにぎわいを生み出す、生き活きと躍動するまちづくり

全国有数の広い面積を持つ本市は、地域特性を活かした発展を目指します。

力強い産業振興と雇用の創出を図るとともに、県立大学を核とした学園都市づくりを推進し、内外の活発な交流を促しながら、市民が市全域で生き活きと躍動する新たなまちづくりを目指します。

【Ⅲ】住民自治と協働の精神に基づく、可能性豊かで自立したまちづくり

それぞれの地域の独自性を活かしながら、各地域における自治活動を通して地域の魅力を高め、地域を支える人づくりを進めます。

本市がうるおいとやすらぎにあふれ、市民一人ひとりが幸せと誇りを実感できるように、市民と行政が協働して新しいまちの可能性を切り開いていき、地域の課題は地域が解決していき、自立した新たなまちづくりを目指します。

第2節 まちの将来像

市民憲章とまちづくりの基本理念の実現に向けて、本市の目指すまちの将来像を次のとおり定めます。

<まちの将来像>

人と自然が共生する躍動と創造の都市^{まち} ～新たな「由利本荘市」への進化～

「人と自然が共生する躍動と創造の都市(まち)」の実現に向けて、第2ステージとなる次の10年を、“21世紀半ばを目標に、由利本荘市として新たなまちづくりの実現のために進化する10年”と捉え、そのためには『人口減少に歯止めをかけること』が最大のテーマとなります。

この最大のテーマに挑戦する、まちづくり第2ステージの戦略方針を「国内外から人と財が集まる「地域価値(由利本荘ブランド)」を創造する」とします。

本市の目指す地域価値(由利本荘ブランド)とは、経済産業分野における「新たな事業や研究に挑戦できる地域」「人々が働きたい地域」の創造であり、生活分野における「子どもを産み育てやすい地域」「生きがいあふれる地域」の創造を意味します。

この4つの地域価値を創造することにより、転出減と転入増による社会動態の改善とともに出生数増加と健康長寿社会を実現し、人口減少に歯止めをかけます。

本市の持つ可能性(ポテンシャル)を活かして、国内外にこの地域価値を示すことにより、あらゆる分野で人も財(多種多様な地域資源)も集まるような、市民が躍動と創造のまちを実感できる由利本荘市に進化することを目指します。

<将来人口目標>

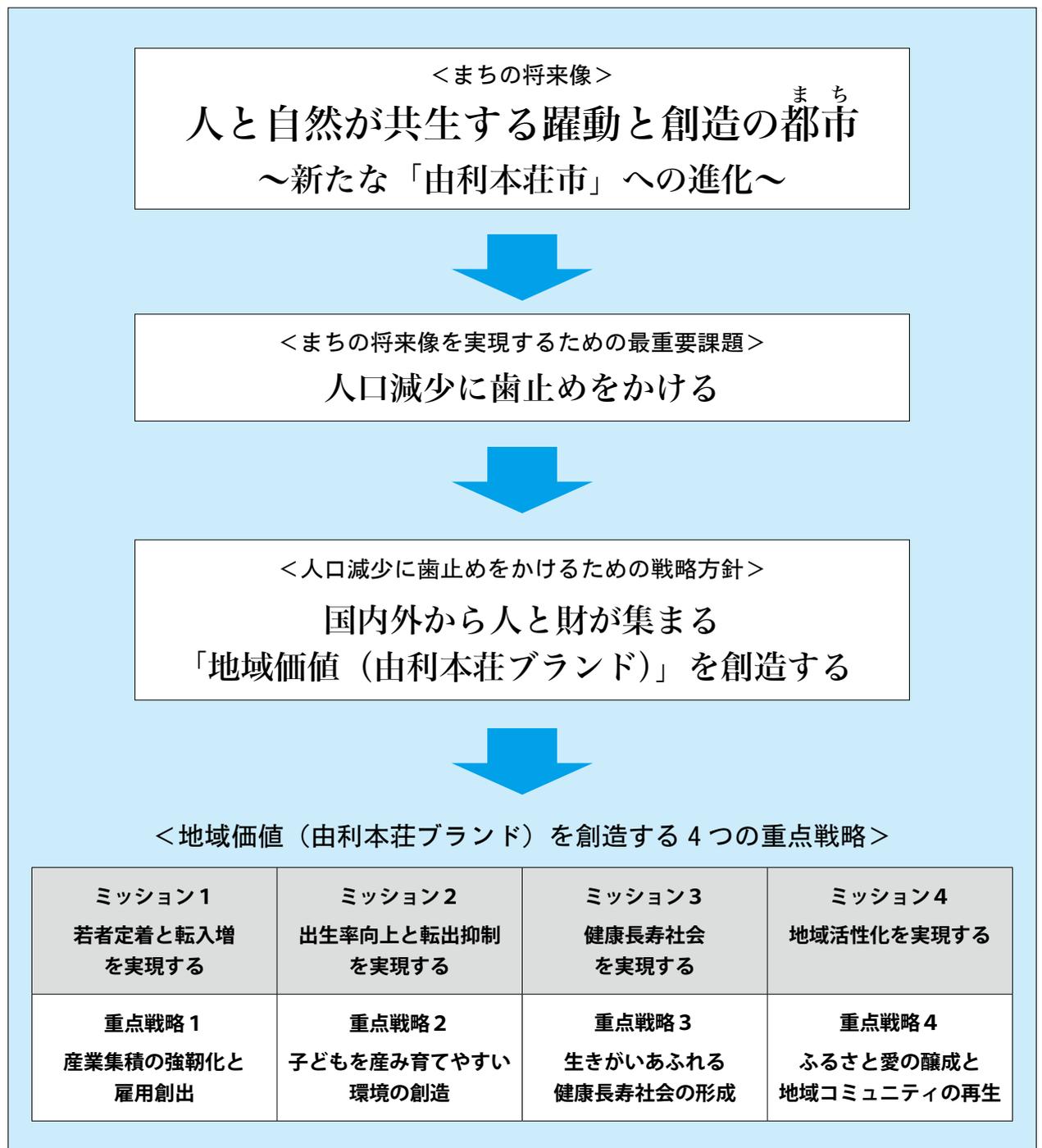
平成36年 **72,000人以上**

この新創造ビジョンによる戦略的な施策事業として、産業集積の強靱化と雇用創出を始め、生活環境の充実を軸に総合的な移住・定住促進に全力で取り組むとともに、実践成果として、将来人口目標は、平成36年の推計値を上回る72,000人以上を目指します。

第3節 まちづくり重点戦略

まちの将来像の実現に向けて、本市最大のテーマである『人口減少に歯止めをかける』ために、国内外から多くの人と財が集まってくる「地域価値（由利本荘ブランド）」の創造につながる重点戦略を定め、本計画期間で重点的に取り組めます。

＜まちづくり重点戦略の全体像＞



重点戦略1 産業集積の強靱化と雇用創出

本市最大の知的財産である県立大学本荘キャンパスと地域企業等との「産学官金連携」をより一層戦略的に実践し、新たな可能性を広げる事業拡大・再生・起業に挑戦（チャレンジ）する意欲を後押しする事業環境を創造し、力強く産業集積の強靱化を進めます。

産業集積の強靱化と並行して、地域の潜在的な労働力と観光資源を掘り起こしながら、地域での様々な働き方を広げ、就労機会の拡大を図ることにより、若者定着と転入増加に結びつけます。

産業集積の強靱化

～挑戦（チャレンジ）する事業の創造～

主な施策

- ◇ 新事業を始め、農工商・観光分野など幅広い産業にわたる総合的な支援スキームの活用
- ◇ 電子部品・デバイス関連産業に加え、航空機・自動車等輸送機関連産業の集積・立地
- ◇ 本荘由利産学共同研究センターの機能強化
- ◇ 大学の研究と連携した製品開発
- ◇ 「(仮称) チャレンジ商店街」の展開

雇用創出

～地域での様々な働き方を広げる～

主な施策

- ◇ 農林水産業・商工業・観光を一体とした6次産業化の推進
- ◇ 営農組織の法人化促進
- ◇ 多彩な資源を活かした体験型観光（ツーリズム）の推進
- ◇ 国内外への情報発信力の強化、多言語化の推進
- ◇ 地元就労、Aターン就労の支援
- ◇ 若年者等の雇用促進の支援

重点戦略2 子どもを産み育てやすい環境の創造

まちづくりの根幹をなすのは「人づくり」です。新たなまちづくりを実現していくためには、次代を担う子どもたちの成長を支える環境づくりが極めて重要なことから、県立大学等との包括的な連携体制の強化を始め、多様な地域資源を活かしながら、子どもがたくましく育つ教育環境を創造します。

加えて、子どもを安心して育てられる保育・医療・就労支援にかかる総合的かつ包括的な施策の充実を図ることにより、出生率の向上と若者の転出抑制などに相乗の効果を生み出します。

主な施策

総合的かつ包括的な子育て支援

～子どもを安心して育てられる環境の充実～

- ◇ 結婚・妊娠・出産・子育て等にわたる切れ目のない支援
- ◇ 小児医療及び小児救急医療体制の充実
- ◇ 子どもを産み育てやすくする経済的支援の充実
- ◇ 子育て支援の拠点施設の整備、遊休施設の利活用
- ◇ 保育所、認定こども園等の計画的な整備・充実
- ◇ 不妊・不育症治療の支援
- ◇ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及

主な施策

子どもがたくましく育つ教育環境の創造

～まちづくりの根幹「人づくり」の充実～

- ◇ 地域連携型複合教育ゾーンの整備
- ◇ 低年齢時期から外国語に親しむ教育の充実
- ◇ 学社連携の推進
- ◇ 大学と保幼こども園、小・中学校、高校との多様な連携交流
- ◇ ジュニア世代からのスポーツ指導、体力向上
- ◇ プロスポーツ、トップアスリート等の合宿・キャンプ招致

重点戦略3 生きがいあふれる健康長寿社会の形成

全国で高齢期を迎える人数が急速に増加する超高齢社会において、豊かな自然環境の中で「生きがい」を見つけることのできる地域の形成は、市内出身者には「誇りと魅力あふれるふるさと」となり、市外出身者には「人生の希望の地」として、相乗の地域効果を生み出します。

本市で暮らす高齢者がスポーツや武道を通して心身の健康づくりとともに、地域において、市民自らの個性や能力を発揮する地域づくりを進め、「誰もが活躍する地域づくり」により、地域活力の維持・向上と市民の健康長寿の両立を実現します。

さらには、こうした地域の魅力を全国に発信することによって、高齢者のみならず、幅広い年齢層の市内出身者及び市外出身者の転入促進に結びつけます。

主な施策

生きがいあふれる 健康長寿社会の形成

～誰もが活躍する
地域づくり～

- ◇ 高齢者の就労機会の拡充
- ◇ 地域での多様な社会参加活動の拡充
- ◇ 介護予防の推進、地域包括ケアシステムの構築
- ◇ 病診連携に向けた「あきたハートフルネット」の早期導入
- ◇ 地域完結型医療の推進
- ◇ 総合防災公園・アリーナ等を拠点とした健康増進・交流促進機能の向上
- ◇ 地域のスポーツ・レクリエーション拠点施設の充実
- ◇ 多種多様な分野、レベルにおける交流の促進
- ◇ 市民の力を地域社会に役立てる生涯学習の推進

重点戦略4 ふるさと愛の醸成と地域コミュニティの再生

世界レベルで低炭素社会への転換が求められている時代にあって、100年後も「ふるさと遺伝子（由利本荘市のDNA）」を受け継ぐまちであり続けるために、各地域の絆を大切に、市民主体で自然環境の保全、地域文化の継承、貴重な景観の保全・創出を進めます。

また、市民活動の舞台となる各地域の「暮らしやすさ」「にぎわい」「結びつき」の充実・再生を進め、地域コミュニティの再生に取り組みます。

こうした地域中心の活動を通じて、市民一人ひとりのふるさと愛の醸成と地域活性化につなげ、さらに地域の一員としての定住志向や市内外出身者のAターン促進に結びつけます。

主な施策

市民一人ひとりの ふるさと愛の醸成

～地域を舞台に、
市民活動の充実～

- ◇ ふるさと由利本荘を愛する人財の育成
- ◇ ふるさと景観の保全
- ◇ 魅力あふれる芸術文化の振興
- ◇ 資源循環型社会の形成
- ◇ ボランティア活動の活性化
- ◇ 「由利本荘市地域を支える人財育成塾」の活性化

主な施策

地域コミュニティ 再生の基盤づくり

～「暮らしやすさ」
「にぎわい」
「結びつき」
の充実・再生～

- ◇ 総合防災公園を核とした新たなにぎわい拠点の形成
- ◇ 商業集積、生活機能の集積（コンパクト化）
- ◇ 空き家、空き地の利活用の推進
- ◇ 交通空白地域の新たな交通サービスの提供
- ◇ 雪対策の推進
- ◇ 町内会・自治会のげんきアップ推進
- ◇ 町内点検による地域情報の掘り起こしと収集の促進
- ◇ ともしび基金、合併市町振興基金の効果的な活用
- ◇ 男女共同参画社会の推進

第4節 まちづくり政策体系

1 まちづくり施策の体系

まちづくりの基本理念

- [Ⅰ] 人と豊かな自然をつなぐ、健やかで創造性あふれるまちづくり
- [Ⅱ] 交流とにぎわいを生み出す、生き活きと躍動するまちづくり
- [Ⅲ] 住民自治と協働の精神に基づく、可能性豊かで自立したまちづくり

まちの将来像

人と自然が共生する躍動と創造の都市^{まち}
～新たな「由利本荘市」への進化～

まちづくり重点戦略

【戦略方針】国内外から人と財が集まる「地域価値（由利本荘ブランド）」を創造する

重点戦略1 産業集積の強靱化と雇用創出

重点戦略3 生きがいあふれる健康長寿社会の形成

重点戦略2 子どもを産み育てやすい環境の創造

重点戦略4 ふるさと愛の醸成と地域コミュニティの再生

まちづくり基本政策

基本政策1
力強い産業振興と雇用創出

基本政策2
安全・安心・快適な定住環境の向上

基本政策3
笑顔あふれる健康・福祉の充実

基本政策4
ふるさと愛を育む次代の人づくり

基本政策5
市民主役の地域づくりと市政経営

2 まちの将来像に向けたランドデザイン

まちの将来像に向けたランドデザイン



第5節 地域別まちづくりビジョン

【本荘地域】

市の中心地域に位置する本荘地域は、市全体の人口の約53%を占めており、商業機能を始め産業、雇用、教育、文化、福祉、医療など幅広い分野にわたり、高次な都市機能集積地域としての大きな役割を担っております。

由利本荘市定住自立圏構想においても、「集約とネットワーク」という基本的な考え方を実践し、例えば、地域医療では、遠隔地域用再来受診受付システムを構築し、病院群輪番制による救急医療体制を確保するなど、中心地域の都市機能集積を周辺地域の生活機能に活かしながら、市全体として魅力あふれる都市（まち）を形成していくことが重要であります。

また、地域の知的宝庫である秋田県立大学システム科学技術学部は、「21世紀を担う次代の人材育成」とともに、「開かれた大学として地域の持続的発展に貢献する」ことを基本理念に掲げており、新たなまちづくりの実現に向けて、地域と大学との「地学連携による学園都市としてのまちづくり」を目指します。

加えて、今後も本荘由利産学共同研究センターを産学官金連携の推進交流拠点に位置づけながら、地域の先端技術集積を活かした技術力ブランドを構築し、これまでの電子部品・デバイス産業の集積に加え、航空機・自動車輸送機関連の新たな産業集積を形成していくため、企業立地促進法の全国第一号の地域指定を活用し、相乗の産業効果と雇用創出を実現する戦略的な取り組みを進めます。

新たなまちづくりの大きな柱に位置づける国療跡地利活用事業の推進については、由利本荘総合防災公園整備事業として事業推進しており、スポーツ交流機能と防災機能が融合した多目的アリーナを始め、冬期にも市民のスポーツ活動や健康増進に資する屋根付きグラウンドや地域コミュニティセンターを機能配置し、「すべての市民が安全・安心・快適に利用できる複合型交流拠点の創出」を目指し、魅力あふれるまちづくりに取り組みます。

中心市街地の活性化を図るため、これまで本荘中央地区土地区画整理事業を始め、市文化交流館カダーレを整備し、活力とにぎわいのあるまちづくりに取り組んでおり、今後も、羽後本荘駅東西自由通路整備事業や停車場栄町線整備事業などの効果的な面的整備を活かしながら、市民が意欲的な地域づくり活動を通して、躍動と創造の都市（まち）を実感できるよう力強く事業推進してまいります。



【矢島地域】

矢島地域は、鳥海国定公園を中心とする環鳥海広域観光の北側ゲートウェイ機能を有しており、生駒藩の城下町として独自の文化が築かれ、歴史的建造物が数多くあります。

城下町ならではの歴史文化を育んだ地域として、歴史的まち並みを散策するフットパスの取り組みはもとより、未来づくりプロジェクト事業等を活用した国定公園鳥海山矢島登山口及び桑ノ木台湿原等の魅力創出を図るほか、鳥海高原矢島スキー場を核とした花立地区の自然・体験施設等を活かした観光誘客、ジオツーリズムを取り入れた滞在型観光を推進します。

さらに、「Mt.鳥海バイシクルクラシック」や「矢島ひなめぐり」など、特色あるイベントや伝統ある行事を継承し、おもてなしの心が通った地域づくりを推進します。

地域の基幹産業である農林畜産業の振興に力を注ぐとともに、ジャージー酪農や地域農産物を活用した6次産業化を推進し、地場産業の強化を図ります。加えて、地域企業や地場産業の振興による雇用の拡充を図り、若者の定住に向けた魅力あるまちづくりを目指します。

また、地域が高齢者を支え合い、健康寿命の延伸に取り組むため、高齢者の「つどいの場」を創出し、住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉環境の整備を図ります。

老朽化が目立つ矢島小学校の改築や、矢島中高連携校の環境整備を行うなど、「教育のまち・矢島」の教育環境の整備を図るとともに、これまで保存されてきた貴重な古文書等の歴史資料を活用します。

さらに、史跡資源の活用と保存に努める地域コミュニティ活動を推進し、長野県佐久市、香川県高松市、丸亀市との友好交流の発展に努めます。

地域が一体となって由利高原鉄道の乗車運動を促進し、地域住民の足を確保することに加え、観光資源のひとつでもある鉄道を地域の宝として後世に伝えます。

特別豪雪地域として除排雪や流雪溝等の各種雪対策の充実を始め、老朽化が進む上下水道施設の改修及び統合、地域公共交通の確保や、防災対策の充実に取り組み、地域の安全・安心なまちづくりを目指します。



【岩城地域】

本市の北に位置する岩城地域は県都秋田市に隣接し、地域内を通る道路網の大動脈である国道7号や岩城IC（インターチェンジ）と松ヶ崎亀田IC、JR羽越本線の駅が4箇所あることから、交流人口が多い地域であります。

内陸部の亀田地区においては、天鷲郷を核とした亀田藩の歴史を感じる街並みや文化施設を集中させた地域特性を活かし、観光と教育を融合させた歴史と文化の薫る街づくりを進め、地域の活性化につなげるとともに、市民の憩いの場、自然とふれあう場として高城城址公園周辺の整備を進めてまいります。

一方、沿岸部の道川地区には温泉施設やオートキャンプ場、島式漁港公園としての道川漁港などが一体となっている道の駅岩城があり、観光や保養のみならず、地元農産品を始め、特産品や加工品の開発や販売にも力を注ぎ、生産者がやりがいをもって関わる施設として整備調整してまいります。

医療・福祉については、国立病院機構あきた病院や広域市町村圏組合特別養護老人ホームを始め、民間の老人保健施設、診療所、歯科医院、デイサービスセンターなど施設も充実しておりますが、集落単位で実施しているミニデイサービス事業にも積極的に支援し、地域で支え合う福祉を目指すとともに、地域住民のコミュニティの醸成にもつなげてまいります。

合併後、旧市町を越えた広域での統合小学校となる、岩城小学校が平成26年4月に開校しました。少子化により児童生徒が減少する中、一人ひとりに対するきめ細かな教育とともに、コミュニティスクールによる学校運営を実践し、地域の学校として地域全体で目標に向かって「チャレンジする子ども、たくましく生きる生徒」を育ててまいります。

また、地域の振興を図るため、伝統芸能の伝承者育成や各種団体等のリーダーの育成、地元観光資源のPRにも努めてまいります。

これまで、地域内の社会的インフラは整備されてきておりますが、老朽化が進んでいることから、今後、年度計画により更新を図りながら、より安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。



【由利地域】

由利地域は、地域のほぼ中央を一級河川子吉川が南北に縦貫しており、中央部には農業基盤整備が完了した圃場が広がり、西側には、鳥海山のすそ野に連なる鳥海高原由利原の広大な台地を有する、自然豊かな環境にあります。

また、石油・天然ガスなどの地下資源が豊富に埋蔵されており、天然ガスは、市内はもとより秋田市にも供給されており、平成26年4月からは、鮎川油ガス田において、国内初となる「シェールオイル」の商業生産が始まるなど、エネルギー供給地としての役割も増大しております。

今後、少子高齢化が一層進展する中でいわゆる限界集落の発生が予想され、地域コミュニティの維持のためにも、人口減少の抑止や減少率の抑制に資する施策推進が喫緊の課題となっております。

地域住民が「心配なくとしよれるまちづくり」を目指し、地域の安全・安心な暮らしを実現するためには、身近な自治組織である集落や町内会の維持・存続が重要であり、地域活動の担い手確保による住民自治活動組織の活性化を目指すとともに、子育てや教育環境の整備充実と支援拡大により、若年層の域外流出を抑制し定住促進による人口減少の抑止を図ることが求められております。さらに、高齢者の生きがい対策や住民の健康づくりの推進と、上下水道施設の維持補修による生活環境のさらなる向上を図る必要があります。

産業振興については、既存企業や事業所に対する支援を継続するとともに、地域内における小規模起業家の育成にも力を入れ、Aターン者などの受け入れと知識・技能を積極的に活用する中で、地場産品を利用した6次産業化や雇用の創出を図ります。また、観光施設や交流施設の機能強化と利用者増を図り、交流人口の拡大による地域の活性化につなげます。

一方、高齢社会の進展の中では、交通弱者の増加も予測されることから、引き続き、由利高原鉄道「鳥海山ろく線」の利用率向上を図るとともに、地域コミュニティバスの運行などを始め、買い物弱者の解消や医療機関受診のための地域公共交通の確保に努めます。

また、交流人口の拡大と災害時の交通路確保のため、地域間を結び主要国道に接続する道路網の整備を促進するとともに、住民生活に大きな影響を与える冬期交通路の確保対策に取り組んでまいります。

教育文化については、ふるさと教育を積極的に推進し、地域が有する文化財や伝統芸能などに対する理解を深めながら、ふるさと愛を醸成することにより若者の定住意識を高め、地域づくりの担い手育成につなげる必要があります。



【大内地域】

大内地域は、西側を除く三方に出羽丘陵の山並みが広がり、ほぼ中央を芋川が蛇行して流れる豊かな自然環境を有しています。この緑豊かな自然と共生しつつ、地域住民が快適な生活基盤が得られるよう、防災や景観に配慮しながら道路の補修・整備や上水道の整備、河川整備などを推進し、住みやすさを実感できる魅力あるまちづくりに取り組みます。

一方、少子高齢化が急速に進展する中、大内地域の人口は、平成27年中には8,000人を下回る予想となっており、従来からの地域コミュニティ活動を維持していくにも支障が生じ始めてきております。このため、地域住民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持ち、積極的に地域活動に取り組めるよう、町内会などの住民自治組織と連携し、地域コミュニティ活動の支援強化を図ります。

地域の基幹産業である農業の振興については、農業経営の法人化や新規就農者の確保に努めるとともに、地場産品を活用した6次産業化や技術導入を行い経営の安定を支援します。

また、JR羽後岩谷駅や日本海東北自動車道大内ジャンクションなど、高速交通アクセスの利便性を活かし、総合交流ターミナル施設「ぼぼろっこ」を主体とした周辺施設での各種イベント支援を強化し、にぎわい創出と幅広い交流を推進してまいります。さらに、日本一の桜づつみを目指して芋川堤防に植栽された「芋川桜づつみ」の環境整備に努め、幅広い地域・年代層の交流を促進しながら地域の活性化を図ります。

福祉については、高齢世帯や高齢単身世帯の増加に伴い、より一層、高齢者福祉の充実を図る必要があります。このため、集落単位のミニデイサービス事業を積極的に支援するほか、買い物や通院などが困難な交通弱者の移動手段を確保するため、コミュニティバスの運行を充実させ、生活路線としての利便性向上に努めます。

教育については、新生大内中学校の教育環境を整備するとともに、進展する少子化に対応するため小学校の統合を推進し、教育の充実を図ります。また、各種教室・講座等、生涯学習の充実を推進し、健康維持増進とスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

さらに、歴史的文化財や郷土芸能、伝統行事の保存と継承に努めるとともに、芸術文化に関する発表や鑑賞の機会を増やし、文化の向上に取り組んでまいります。



【東由利地域】

東由利地域は、市の東の玄関口に位置する中山間地域として、八塩山、ボツメキ湧水などに代表される自然景観、環境に恵まれた地域であります。

特に人口は、合併時の平成17年には4,700人であったものが、現在は3,750人となっており、人口減少が進む本市の中でも特に少子高齢化の進展が著しく、その対策が急務となっております。

地域の産業振興については、水稲・畜産・野菜・花きなどの農畜産物生産を推進するとともに、農商工・食農観の連携による「農業6次産業化」を進めます。

また、「道の駅東由利」や「八塩いこいの森」の整備を図り、これらの交流施設を活かして「情報・もの」を発信・発送し、「賑わいと活力ある地域」を目指します。

生活基盤については、点在する集落を連絡道で結び、「やさしさ」と「安心」が繋がる地域生活を実現し、来訪者には自然の豊かさを満喫してもらえるように道路網の整備を進めます。冬期間の積雪問題に対しては、流雪溝を拡充整備するとともに、ボランティア等との連携による総合的な克雪の仕組みづくりに取り組みます。

さらに、高齢者が生きがいをもって働ける場を創出するとともに、ひとり暮らしや要介護など増加する高齢者世帯の諸課題の解決に向け、介護拠点や介護予防の充実を図ります。また、往診可能な医療機関、医師確保の取り組みを進めるとともに、高齢者等交通弱者のための通院や買い物支援として、地域コミュニティバスの運行を検討します。

教育については、地域の歴史・文化・伝統を踏まえ、コミュニティスクールの推進等により特色ある教育の実現を目指します。

東由利地域ではこれまで大きな災害は発生していませんが、常に危機管理の意識を持ち、地域の消防団との連携を密にしながら自主防災態勢の強化を図り、共助の未来を実現できる人材の育成を進めてまいります。

当地域は、全体的に少数世帯の自治会が多く分散しており、今後、より地域で支え合い、助け合えるコミュニティの実現を目指し、支援に取り組んでまいります。



【西目地域】

西目地域は、市の南に位置し、日本海に面し、東方と南方に烏海山のふもと由利原高原に囲まれ、山・川・海の豊かな自然環境に恵まれた地域であります。また、圏域中心部へのアクセスもよく、こうした立地条件を活かし、快適な生活ができる住環境の整備を図り、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

圏域を結ぶ道路ネットワークの強化、地域内道路の整備を始め、コミュニティバスの運行や公共交通機関との連携を図り、地域公共交通サービスの確保に努め、交通環境の整備を図ります。

当地域は自治体による東北初の津波避難タワーが整備された地区であり、さらなる防災機能強化のため、コミュニティ消防センター、消防ポンプ、防火水槽の整備を促進します。

また、宅地の分譲や公営住宅の整備による住環境の整備、家庭や地域との連携による地域福祉の振興、幼稚園・保育所や生涯学習施設の整備、各年代の連携など子育て、教育環境の整備を図り、利便性と快適性を兼ね備えた、住んで良かったと実感できるコンパクトな定住地域の促進を図ります。

さらに、「恵まれた自然が調和し、ゆとりと優しさのある地域」を全面に出しながら、基幹産業である農業の振興、そして農業と調和した商工業や観光、漁業など多角複合型産業の振興のため、施設の整備、充実を図ります。

国道7号に隣接する道の駅にしめ、日本海東北自動車道西目パーキングエリアを活用した情報発信を行い、民間商業施設との相乗効果を生み出すように、市内外から人・ものが集う賑わいを創出してまいります。



【鳥海地域】

鳥海地域は、本市南東部の玄関口として、鳥海国定公園を核とした日本の滝百選の名瀑「法体の滝」や良質な天然温泉、国指定重要無形民俗文化財「本海獅子舞番楽」などの貴重な観光資源を活かした情報発信を図りながら、体験・滞在型観光をさらに推進し、広域観光の一翼を担う地域として、さらなる誘客を目指した環境整備に努めます。

また、観光と文化が融合する集客施設を整備し、これまで受け継がれた地域の民俗芸能と職人技といった伝統文化の保存と伝承に加え、地域振興と教育の観点からも地域の小中学生とともに歩み育み、にぎわいのあるまちづくりを目指します。

農業分野では、地域ブランドとして確立された「秋田由利牛」や「鳥海りんどう」の市場拡大を基に、新たな特産品の掘り起こしや、6次産業化を見据えた「そば」などの農産物に対する取り組みを強化するほか、ブランド化を図った稲作の推進を目指します。また、地域の担い手育成と絡めた新規就農者に対する支援の充実を図るほか、中山間地域としての特性を活かした農業生産基盤の整備に努めます。

高齢社会に対応するため、老人福祉施設を核とした各種介護サービスの充実を図るほか、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯であっても、安心して暮らせるまちづくりの実現を目指し、地域住民の保健・福祉・医療の向上を総合的に推し進めるとともに、制度の積極的な周知を図りながら、誰もが利用しやすい環境整備に努めます。

また、家族の介護や定年退職などを機に、ふるさとへ戻られる方々に対する受け入れ体制の整備を視野に入れるとともに、首都圏在住者などとの積極的な交流の機会を設けることで、体験交流を通じた定住促進や出会いの場の創出を図ります。

地域が抱える雪対策などを始めとする地理的な課題については、今後検討を重ね、地域からの人材流出に歯止めをかけるべく支援の充実を図ります。また、建設段階への移行が決定した「鳥海ダム」の早期建設着手に向けての取り組みを図り、建設に伴うインフラの整備に合わせ、空き屋対策や街路灯のLED化などの景観整備を推進していくほか、小中学校の統廃合により生じた跡地について、地域の憩いの場や交流の場としての有効な利活用に向けた整備促進を図り、その管理運営についても行政と集落などが互いに連携しながら協働のまちづくりの推進に努めます。



第6節 まちづくり基本政策

まちの将来像を実現するため、「まちづくり基本政策」を定めます。

基本政策は「まちづくり重点戦略」を包含するとともに、市内・市外の視点を交え、市民の安全・安心・快適な生活環境の向上と市の成長・発展を目指します。

基本政策1 力強い産業振興と雇用創出

地域産業の振興は定住人口の増加と地域の活性化につながり、新たなまちづくりを実現する「原動力」になります。グローバル化する社会経済情勢を見据え、世界を意識しながら、地域特性を活かす力強い産業振興と雇用創出を目指します。

政策1-1 事業意欲の喚起と雇用対策の強化

個人や中小企業が新しいビジネスに挑戦（チャレンジ）する意欲を高め、市内外から第二創業や起業に挑戦（チャレンジ）する人財、資金、情報、斬新なビジネスアイデアが集積する「事業チャレンジ都市」を目指します。

雇用創出に向けた事業環境の構築と積極的な就労支援により、市民もAターン希望者も「働きやすい由利本荘市」を目指します。

政策1-2 工業の振興

県の製造業全体を牽引する本市の電子部品・デバイス関連産業に加え、航空機・自動車等輸送機関連産業に参入する地域企業の取り組みを戦略的に支援し、相乗の産業効果を生み出すとともに、ものづくり産業の集積と強靱化を目指します。

県立大学と本荘由利産学共同研究センターを中心に産学官金連携や企業間連携、異業種間連携を深化させ、新たな地域産業の創造を目指します。

政策1-3 商業の振興

まちのにぎわい創出と商業の活性化に向けて、中心市街地における魅力あふれる商業ゾーンを形成します。

各地域の特性を活かし、事業者の創意工夫と農商工・観光分野を始め、大学との地学連携により、既存の枠組みを超えた新しい商業への挑戦（チャレンジ）を促進します。

政策1-(4) 農業の振興

国内外の消費動向分析を行い、戦略性を持って競争力の高い地域ブランド製品の開発、生産、販路開拓に取り組む「攻めの農業・畜産業」を目指します。

農業の持つ国土保全機能の強化に向けて、営農組織の法人化と優良農地の拡大を進めながら、持続可能な農業の発展を目指します。

政策1-(5) 林業の振興

森林施業の効率化に向けた生産基盤の整備と計画的な植栽・保育・間伐により、安定した林業経営を促進するとともに、優良秋田杉や地場産材の販路・用途の拡大を図ることにより、多面的な公益的機能を有する森林資源の保全を図ります。

政策1-(6) 水産業の振興

つくり育てる漁業のための基盤整備を進め、資源の確保・増殖による長期的な漁業経営の安定化を図ります。

加えて、地域ブランド化を目指した高付加価値を創出するとともに、食品・水産加工分野における戦略的な取り組みを始め、観光と連携した体験型漁業を推進し、魅力ある水産資源を活かした水産業の再生を目指します。

政策1-(7) 観光の振興

「地域そのものが最大の観光資源である」という認識のもと、本市独自の体験型観光（ツーリズム）の開発と情報発信力の強化を中心に、交通体系（2次アクセス）の充実、観光交流拠点の整備、由利高原鉄道（鳥海山ろく線）の活用に加えて、さらに、新たな観光資源としても大きな魅力を持つ鳥海ダムを活用などを進め、国内外から選ばれる「滞在型観光地」を目指します。

基本政策2 安全・安心・快適な定住環境の向上

将来にわたり、本市最大の地域資源である豊かな自然と美しい景観を継承していく中で、利便性と安全性を備えた快適な生活空間を形成し、定住者と移住者の増加につなげる「環境共生社会」を目指します。

政策2-1(1) 自然環境の保全・活用

豊かな自然環境の保全・活用に向けて、バイオマスタウン構想と3R(注1)の一層の普及、化石燃料に依存しない再生可能エネルギー(注2)を含む地域エネルギー資源の利活用により、市全体で資源循環型社会の形成と地球温暖化防止を推進します。

市民、地域、関係機関そして国内外の協力を得て、貴重な歴史的・文化的景観や農村・農景観という「ふるさと由利本荘を伝える景観」の保全を推進します。

政策2-1(2) 快適な住環境の整備

産業、雇用、商業、観光、教育、医療、福祉などの都市機能集積の充実による「にぎわい拠点」の創出を官民一体となって推進します。

地域毎の特性を活かし、ふれあいを育む良質かつ安全な住環境の形成や上下水道などの生活基盤整備を総合的かつ計画的に推進し、定住地として快適な住環境の向上を図ります。

政策2-1(3) 機能的な社会基盤の整備

本市の成長・発展に不可欠な「人・もの・情報」の流れを活性化する社会インフラ(注3)の強化に向けて、日本海沿岸東北自動車道の全線開通を含む幹線・生活道路網の充実、鳥海ダムの建設促進、鉄道やバスによる地域間・地域内交通体系の充実、情報通信基盤の高度化、効果的な雪対策を推進します。

政策2-1(4) 防災・減災のまちづくり

風水害、地震、噴火などの自然災害に備えるため、地域内のつながりをより一層強めるとともに、拠点施設・避難施設・防災設備の整備・更新を計画的に推進します。

災害時の被害の軽減(減災)、犯罪や交通事故の未然防止に向けて、市民一人ひとりが、安全意識の高いまちづくりを目指します。

注1 3R(スリーアール):Reduce(リデュース:減らす)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)の頭文字をとったもので、環境と経済が両立した資源循環型社会を形成するためのキーワードである。

注2 再生可能エネルギー:バイオマス(家畜糞尿、間伐材等を用いた燃料)、太陽熱利用、風力発電、太陽光発電、水力発電などをいう。

注3 インフラ:「インフラストラクチャー」の略。ここでは経済活動や社会生活の基盤を形成する施設をいう。

基本政策3 笑顔あふれる健康・福祉の充実

少子高齢社会を迎えた本市では、子どもを産み育てやすいまちづくりと、健康長寿社会を形成していくことが大きなテーマです。

そのため、市民自身の意欲と地域の絆を大切にしながら、「ひとりがみんなのために」「みんながひとりのために」という互いに支え合い、助け合う共助の考えを基本に、市民の笑顔があふれる健康・福祉のまちづくりを目指します。

政策3-1 保健・医療の充実

市民一人ひとりが生涯にわたって心身の健康管理力を身につけるよう、市民自身の健康意識を高めるとともに、本市の疾病特性に応じた効果的な健康増進対策を推進します。

生活の安心感に不可欠な医療の充実に向けて、産婦人科の維持と診療科目の充実、救急医療体制の強化、少子高齢社会に備えた地域完結型医療体制の一層の充実を図ります。

政策3-2 子ども・子育て支援の充実

「子どもが主人公（チルドレンファースト）」（注4）を基本方針に、周産期から思春期を通してすべての子育て家庭への支援を地域や関係機関と連携して進め、子どもたちが家族と地域に見守られて健やかに成長できる子育て支援の充実を図ります。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくりに向けて、家庭・事業者・関係機関と一層の連携を図ります。

政策3-3 高齢者福祉の充実

超高齢社会において最も重要な「健康寿命の延伸」を目指し、正しい生活習慣の定着と、生きがいづくりにつながる社会参加や地域支え合い活動の普及を推進します。

援助の必要な人が必要な支援を利用できるよう、地域全体で認知症予防や介護予防を進めるとともに、本市独自の地域包括ケアシステムの強化を図ります。

注4 チルドレンファースト：平成6年4月22日批准の「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を踏まえた、国の基本方針。「子どもと子育てを応援する社会に向けて、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組む」ことをいう。

政策3-4) 障がい者福祉の充実

障がい者福祉の充実を図るため、リハビリテーション（注5）とノーマライゼーション（注6）を基本理念に、幼少期から高齢期までそれぞれのライフステージにおいて、障がいや病気にかかわらず、本人の意思を尊重する暮らしを支える総合的・継続的な支援体制を充実するとともに、企業、学校、関係団体、地域との連携を図ります。

政策3-5) 地域福祉・社会保障の推進

市民一人ひとりに「共に生きる」意識の普及を図るとともに、誰もが参加しやすいボランティア活動の拡充により、地域の絆を活かす地域福祉活動の充実を図ります。

国の社会保障制度の持続的な運用に向けて、市民一人ひとりのきめ細かな状況を把握し、適正な給付と負担の実施に努めます。

注5 リハビリテーション：障がいのある人が生活のあらゆる場面で持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく生きる権利の回復を目指す考え方。

注6 ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も社会の中で普通の生活を送り、共に生きる社会が通常の世界であるという考え方。

基本政策4 ふるさと愛を育む次代の人づくり

社会経済情勢がますますグローバル化する時代を迎え、21世紀を生きる子どもたちが個性と創造力を伸ばすことのできる学社連携の教育環境を形成するとともに、市民一人ひとりの見識・技能・経験をあらゆる領域で存分に発揮することのできる生涯学習社会の形成とスポーツ立市を目指します。

政策4-1 幼児教育、学校教育、青少年健全育成の充実

幼児期から青少年期にかけて一貫した教育理念のもと、子どもたちが「ふるさと愛」を育み、21世紀をたくましく生き抜く力と「知・徳・体」を身につけられるよう、学校、家庭、地域の連携による一人ひとりを大切にする教育を推進します。

今後の児童数や教育制度改革の動向を勘案しつつ、県立大学との包括的な連携を活かしながら、学園都市としての地学連携の取り組みを推進します。

政策4-2 生涯学習社会の推進

一人ひとりが生涯にわたって能動的に学び続け、身につけた学習成果をあらゆる分野で地域や社会のために活用する生涯学習社会の形成を推進します。

様々な活動を通じた幅広い交流の中から、地域文化の継承や新たな文化の創造、地域の発展に寄与する指導者や地域リーダーの育成につなげます。

政策4-3 スポーツ立市の推進

スポーツ基本法の理念に基づき、「する」「観る」「支える」スポーツの振興に取り組み、地域において、主体的に協働することによりスポーツを身近に親しむことができるように、スポーツ環境の総合的な整備を図るとともに、市民のライフステージに応じた生涯スポーツ活動を推進します。

学校と地域における子どものスポーツ機会の充実を目指すとともに、ジュニア期からのスポーツ競技力の向上、指導者等の充実を図り、スポーツ立市の実現に向けて、健康で元気なまちづくりを推進します。

基本政策5 市民主役の地域づくりと市政経営

市民主体の意欲的な地域づくり活動は、魅力あふれるまちづくりに大きな効果を生み出します。そのため、すべての領域で市民が能力を存分に発揮する環境づくりと、市民主役の地域づくりを進めるとともに、協働のまちづくりを実践しながら、市民満足度の高い市政経営を目指します。

政策5-1(1) 男女共同参画社会の推進

市民一人ひとりが、互いを尊重する意識を高めるとともに、あらゆる分野・組織において性別、年齢、国籍などにかかわらず参画できる機運の醸成に努め、市民の能力を存分に発揮できる男女共同参画社会を推進します。

政策5-1(2) 国内外交流の推進

国内外の友好都市との交流事業をより一層深めるとともに、団体や市民レベルの多様な交流を進展させながら、交流活動を通じて得られた知見やネットワークを活かし、次代を担う人財の育成と新たな魅力づくりを推進します。

政策5-1(3) 住民自治の充実

市民一人ひとりが「自分のふるさとを守り、子どもたちに受け継いでいく」という意識を持ち、住民自治への意識啓発とリーダー育成や、まちづくり協議会による地域課題への取り組みなど、行政との適正な役割分担に基づく、住民自治のまちづくりを進めます。

政策5-1(4) 開かれた市政の推進

「市民目線の市政経営」を基本に、市民と民間の力を積極的に活用し、常に時代の先を見据えたまちづくり政策を展開します。

行政職員の課題解決力、チーム力、現場力の向上に取り組み、効率的で効果的な行政サービスの提供を推進します。

「最少の経費で最大の効果」を発揮するため、「選択と集中」による戦略的な施策事業の実施を始め、自主財源の確保、負担の公平化に取り組み、財政の健全化を推進します。

第7節 土地利用方針

市土は現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び年間を通した諸活動の共通の基盤であり、その利用のあり方は地域の発展、市民の生活に深く関わります。

市土の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮するとともに、健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的に行います。

また、施策・事業の推進にあたっては、必要とする土地の円滑かつ計画的な確保を基本に、次の事項に十分留意した土地利用を図ります。

- ①土地は限られた資源であることから、その有効利用を図るため、安易に他地目からの転換を求める前に、極力、現状の利用区分内での高度利用に努める。
- ②開発が見込まれる地域にあつては、その地域における課題、市民意識の変化などを総合的に検討し、土地利用の転換は慎重に行う。
- ③災害の防止、水源の涵養など、国土の保全を要する地域、自然環境の保全を要する地域、あるいは学術的に貴重な資源を有する地域については保護、保全に努める。
- ④土地利用の可逆性が極めて難しいことや、将来的には、人口減少が見込まれることから土地利用の転換は極力控え、必要不可欠な転換にあつては公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山・治水などに配慮しながら計画的な調整を図りつつ慎重に行う。

本市の土地利用に関しては、この方針に基づき、「由利本荘市国土利用計画」により適切な土地利用と都市施設の整備を推進します。

今後、県計画を始め諸計画との調整を図りつつ、由利本荘市定住自立圏構想に基づき、自然との調和、安全性の確保、自然的土地利用の適正な保全、都市計画区域の整備など、市全体の一体性と均衡ある発展に資する土地利用に努めます。

第8節 計画の推進

◇計画の推進体制

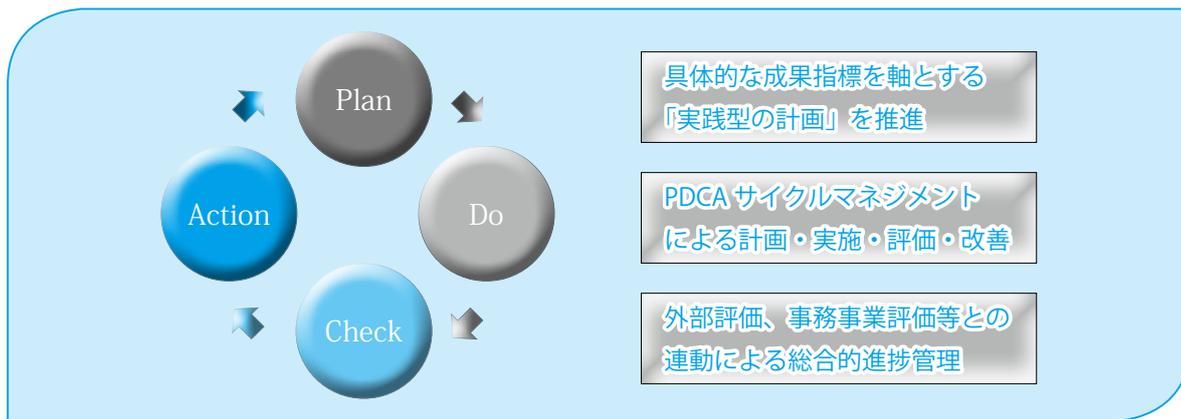
本計画を力強く推進するとともに、目指す成果を上げるため、由利本荘まるごと営業本部、人口減少対策戦略会議など、庁内の組織横断的な連携を図り、全庁を挙げて取り組みます。

さらに、「市民と共に歩む市政」を実践し、本市に関わる市民、地域、企業、関係機関・団体と協働しながら、全市を挙げて『人口減少に歯止めをかける』ことを目指します。

◇計画の進行管理

本計画の進捗については、庁内におけるまちづくり重点戦略、基本政策、施策事業等の定期的な現況調査（毎年度）を行うとともに、様々な機会を通じて、市民、地域、企業、関係機関・団体の意向、取り組み状況を把握します。

計画の進捗状況は、PDCA サイクルマネジメント（注7）の手法に基づいて検証するとともに、必要に応じた改善を図ります。



◇計画の見直し

基本構想は、10年間における『人口減少に歯止めをかける』ことの成果、時代潮流、社会経済情勢の変化などを勘案した上で、構想期間終了年度の平成36年度に全面的に見直し（新計画の策定）を行います。

基本計画は、5年間の施策事業の定期的な検証結果に加え、国における制度改正や各種計画の策定状況などを踏まえ、前期期間終了年度の平成31年度に計画見直し（後期基本計画の策定）を行います。

ただし、基本構想、基本計画とも、今後の社会経済情勢などに予想を超える大きな変化が起き、本市のまちづくりに極めて大きな影響を及ぼす場合は、計画期間中に変更・改定する場合があります。

注7 PDCAサイクルマネジメント：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返すことにより、業務を継続的に改善するマネジメント手法のこと。

第2章

基本計画

- 基本政策 1 力強い産業振興と雇用創出
- 基本政策 2 安全・安心・快適な定住環境の向上
- 基本政策 3 笑顔あふれる健康・福祉の充実
- 基本政策 4 ふるさと愛を育む次代の人づくり
- 基本政策 5 市民主役の地域づくりと市政経営

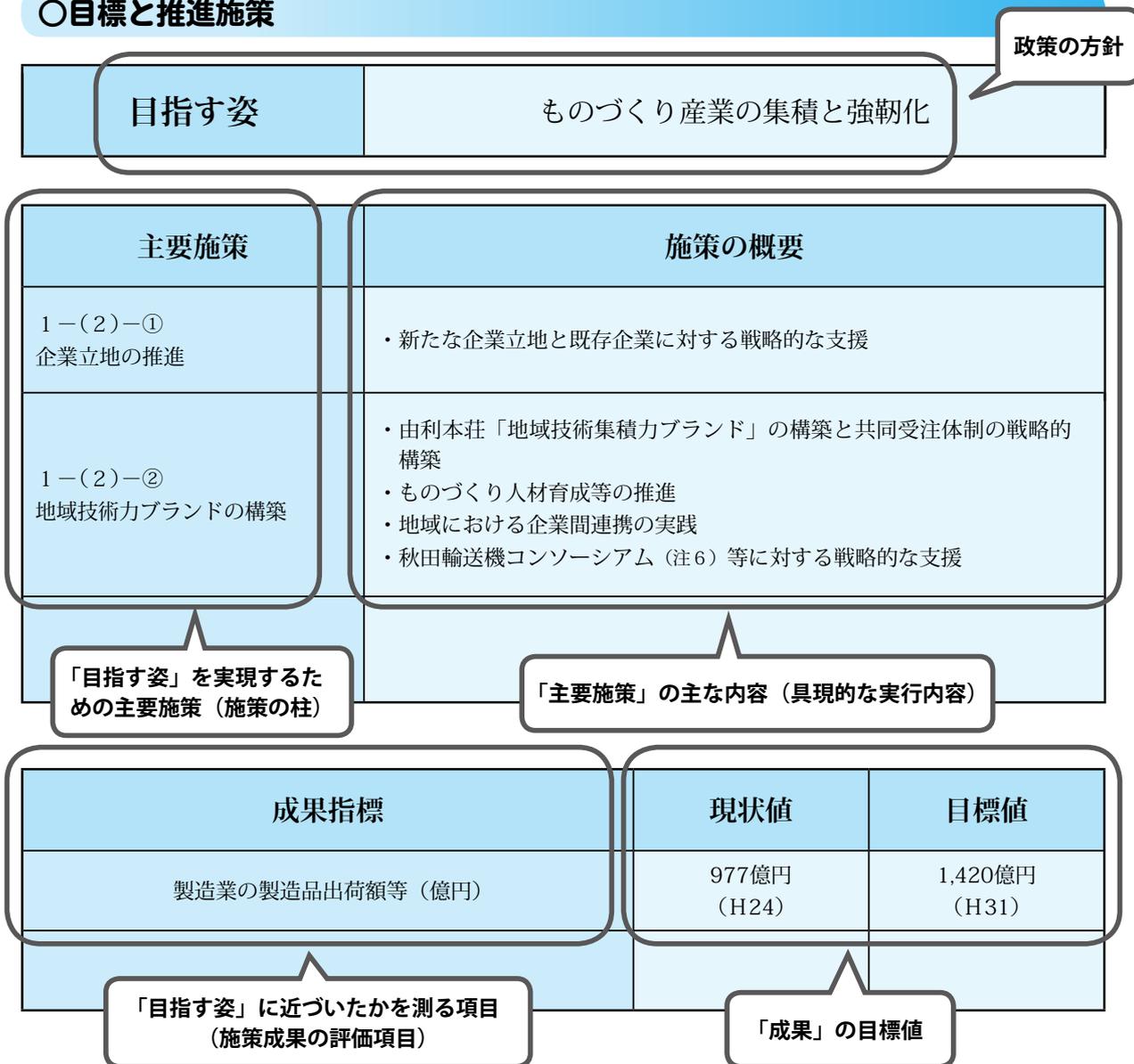
【基本計画の構造（戦略的ロジックツリー）】

基本計画は、政策ごとに「目標+手段（目標設定と、それを実現する手法で構成する戦略的ロジックツリー）」を示します。

下記のとおり、目標は<目指す姿><成果指標>に該当し、手段は<主要施策><施策の概要>に該当します。

<成果指標>は、主に行政活動（施策や事業）による効果を表す成果指標（アウトカム指標）を設定しています。

○目標と推進施策



基本政策 1 力強い産業振興と雇用創出

政策 1 – (1) 事業意欲の喚起と雇用対策の強化

○現状と課題

本市では、新卒者や離職者の雇用促進のための助成制度など、関係機関と連携した雇用対策事業を進めており、厳しい雇用情勢の中で、高校生就職サポートセミナーや就労に関するマッチング支援事業を持続的に実施し、特に高校生など若年者の地元就職の促進や地域企業に対する人材育成への支援を通じて、雇用拡大と産業の活性化を進めています。

一方、就業者の技能向上支援や地域外からのAターン（注1）増加対策の実施が不十分であり、想定した成果を上げるには至っていません。

市民アンケートによると、人口減少社会から脱却するためには「就労機会の確保」や「新たな産業の育成・支援」が最も有効な対策であると捉えています。また、審議会や関係者から、事業者自身の経営意欲の向上も期待されています。

こうした本市の現状を踏まえると、人口減少に歯止めをかけ、新たな由利本荘市に進化していくためには、定住促進の大きな要因である所得の安定に結びつく、産業基盤と雇用対策の一層の強化が最重要課題となります。

○5年間の方向性

激変する社会経済情勢において、地方都市が存在感を高めるには、生活の経済基盤である地域産業が活性化することに加え、新たな地域価値を生み出す環境づくりが求められます。

そのため、個人や中小企業の経営者が新しいビジネスにチャレンジ（挑戦）しやすい事業環境をつくり、市内外から第二創業（注2）や起業を志す「人」「財」「アイデア」が集積する都市を目指します。

加えて、市独自の雇用対策に戦略的かつ持続的に取り組み、「働きやすい由利本荘市」を形成します。

注1 Aターン：秋田県では、Uターン、Iターン、Jターンなどを総称して「Aターン」と呼ぶ。「A」はオーレルターンの意味であり、秋田県の頭文字でもある。

注2 第二創業：既に事業経営している事業者が業態転換や新規事業に進出すること。

○目標と推進施策

目指す姿	新しいビジネスへのチャレンジ（挑戦）の促進
-------------	-----------------------

主要施策	施策の概要
1-(1)-① 個人・中小企業の強靱化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新事業（第二創業、起業）を促す総合的な支援スキーム（事業手法、人財確保、資金調達等）の実施
1-(1)-② 強靱化を支援する事業環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・スモールオフィス等（注3）、貸工場の整備 ・空き家、空き地の利活用の研究 ・高度情報通信基盤の整備 ・由利本荘市創業支援計画に基づく新規創業への支援
1-(1)-③ 地学連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ニーズの解決に向けた本荘由利産学共同研究センターや県立大学等との共同研究（フィールドワーク）の推進 ・NPO（注4）等によるコミュニティビジネス（注5）の創業の促進 ・人財育成塾の充実によるビジネスリーダーの育成
1-(1)-④ 地域資源を活かす事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・独自商品開発や経営効率化に向けた地域エネルギーの利活用の推進
1-(1)-⑤ 事業チャレンジ（挑戦）を支える経営基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の経営意欲向上のための研修、情報提供、相談等による支援 ・事業チャレンジ（挑戦）を促す事業助成等の実施 ・再チャレンジを可能にする独自の事業再生制度の設計

成果指標	現状値	目標値
新事業支援スキーム利用件数（件）	未実施 （H26）	15件以上 （H27～H31）

注3 スモールオフィス：パソコンやインターネットを駆使して個人や中小企業がビジネスを展開する小規模事業のこと。スモールオフィス、ホームオフィスを合わせて「ソーホー（SOHO）」といわれる。

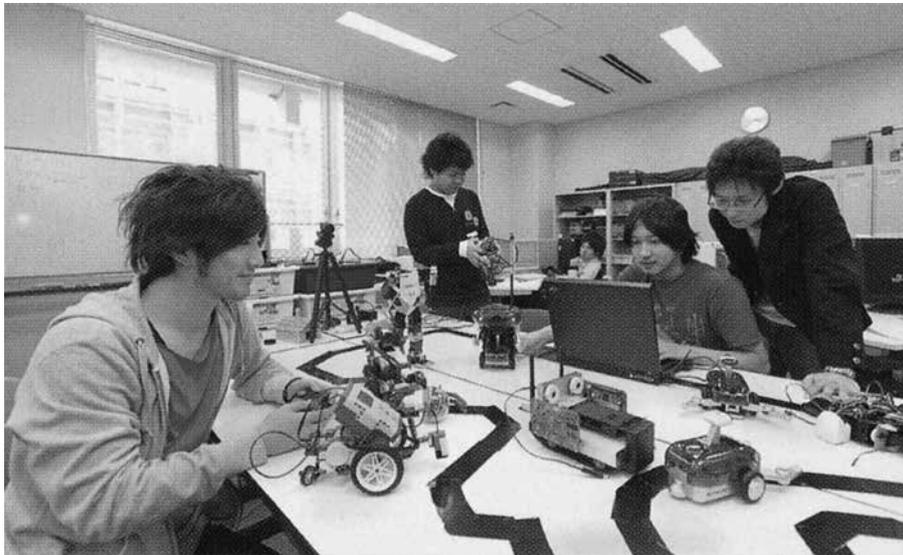
注4 NPO：非営利を目的とする民間団体のこと。

注5 コミュニティビジネス：地域の様々な課題を地域の資源を活かし、ビジネス的な手法で解決する事業のこと。

目指す姿	「働きやすい由利本荘市」の形成
-------------	-----------------

主要施策	施策の概要
1-(1)-⑥ 地元就労、Aターン就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> 事業者からの情報収集 高校生の地元企業職業体験の拡充 Aターン希望者への情報発信 就労に役立つ資格や技能取得に向けた個別支援の実施
1-(1)-⑦ 雇用環境の改善支援	<ul style="list-style-type: none"> 費用助成等による若年者等の雇用促進の支援 語学研修等による社員の技能向上・能力開発のための雇用者支援 雇用安定への支援
1-(1)-⑧ 雇用創出のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 新たな工場立地等に対する支援

成果指標	現状値	目標値
有効求人倍率（倍）	0.47倍 (H26)	0.90倍 (H31)
労働力率（%） (15歳以上人口に占める労働力人口の割合)	58.05% (H22)	60.00% (H31)



政策 1 - (2) 工業の振興

○現状と課題

本市の工業は、企業立地促進法の国内第一号となる地域指定を得ながら企業のマザー工場を誘致するなど、電子部品・デバイス関連企業が集積し、秋田県全体の製造業を牽引する大きな力となっています。さらに、既存の電子部品・デバイス関連産業集積に加え、航空機・自動車等輸送機関連産業に参入する地域企業の取り組みを戦略的に支援し、相乗の産業効果を生み出すことを目指しています。

また、空き工場、空き施設を活用して事業者の初期投資費用の軽減と早期操業を支援する貸工場制度の実施、既存企業に対する設備投資に係る特別枠創設などを行い、事業者からも高い評価を得ています。

加えて、秋田県立大学本荘キャンパスに隣接する本荘由利産学共同研究センターは、産学官連携の推進交流拠点に位置づけており、地域企業を始め、秋田県立大学などによる産学官連携セッションの開催、商工会の工業部会と連携した異業種交流会などによる連携と交流を図っています。地域の商店街などを研究テーマにした秋田県立大学システム科学技術学部の研究講座や、地域と県立大学による「地学連携」による事業なども推進しています。

製造業を取り巻く環境は、世界経済情勢や景気動向、国際間競争の激化、技術革新などによって常に変わり続けます。今後、地域企業が国内外の競争を勝ち抜くために、先端技術集積を活かした技術経営力を発揮できるよう、戦略的かつ持続的なものづくり産業の強靱化と産学官金連携を強化していく必要があります。

○5年間の方向性

産業集積の強靱化を目指して、本市独自の産学官金連携の推進力を最大限に活かし、大学の研究成果の事業化、工業と他産業分野（農商工、漁業、林業、観光、医療介護）との幅広い連携、地域ビジネスの実践に向けた地学連携などを推進します。

本荘由利産学共同研究センターの機能強化を図り、同センターを中心とする幅広い産学官金連携の強化による「新たなビジネスに果敢にチャレンジ（挑戦）する由利本荘市」を形成し、次代のビジネスモデルが次々に誕生する都市を目指します。

○目標と推進施策

目指す姿	ものづくり産業の集積と強靱化
-------------	----------------

主要施策	施策の概要
1-(2)-① 企業立地の推進	・新たな企業立地と既存企業に対する戦略的な支援
1-(2)-② 地域技術力ブランドの構築	・由利本荘「地域技術集積力ブランド」の構築と共同受注体制の戦略的構築 ・ものづくり人材育成等の推進 ・地域における企業間連携の実践 ・秋田輸送機コンソーシアム（注6）等に対する戦略的な支援
1-(2)-③ 戦略的な支援制度の構築	・企業立地促進法による立地優遇措置の支援及び市工場等立地促進制度の充実

成果指標	現状値	目標値
製造業の製造品出荷額等（億円）	977億円 （H24）	1,420億円 （H31）
市内製造事業所数（事業所）	167事業所 （H24）	191事業所 （H31）

目指す姿	新たな地域産業の創造
-------------	------------

主要施策	施策の概要
1-(2)-④ 産学官金の連携推進	7. 産学官金連携の連携推進拠点としての本荘由利産学共同研究センターの機能強化
1-(2)-⑤ 異業種間連携の推進	8. 医工連携、環境・エネルギー分野等、異業種との連携による新事業の創出 9. 食品加工分野を活かした農商工連携によるマーケティング力の強化 10. 工業振興サポートネットワーク（首都圏の市出身事業者と地域企業のマッチング懇談会）の活用による新事業の創出や新規受注等の促進
1-(2)-⑥ 技術経営力の強化	11. 地域企業の技術経営力の強化 12. 戦略的かつ持続的な事業経営を促進する支援制度等の構築

成果指標	現状値	目標値
産学官金連携事案件数（件）	6件 （H22～H26）	10件以上 （H27～H31）

注6 コンソーシアム：複数の企業・団体・個人などで結成される共同体のこと。

政策 1 - (3) 商業の振興

○現状と課題

既存商店を対象に商工会と連携した経営指導や設備投資に係る特別枠創設などによる支援を行っています。事業規模の拡大や新規事業の立ち上げなどに積極的な事業者も現れており、商業の活性化に明るい展望も見え始めています。

一方、既存の商店街や個人商店の中には郊外の幹線道路沿線への商業施設の立地や大型店や量販店の進出などの影響により、経営環境が厳しさを増している状況もあり、消費者の購買ニーズの多様化やインターネット販売への対応など、従来の事業形態の見直しも迫られています。

また、人口減少の著しい地域では、売上の減少や事業主の高齢化と相まって、商業地区の空洞化も見られており、近所で買い物をすることが困難な地域もあるなど、市民生活にも大きな影響を及ぼしています。

商業機能の充実は、まちの顔としての中心市街地の活性化を始め、地域活力とにぎわいの創出に相乗の効果を生み出す重要な課題であり、地域コミュニティの再生や地域経済の活性化、定住促進等にもつながることを目指し、魅力あふれる商店街づくりと個店づくりに取り組む必要があります。

○5年間の方向性

魅力あふれる商店街づくりや個店づくりは、活力とにぎわいを創出し、市民生活を始め、地域や市全体の活性化と定住の促進にもつながる重要な取り組みです。

今後、商業の活性化に向けて、事業者や商店街の事業計画に応じた戦略的な支援を行い、事業者の経営意欲の向上と創意工夫による事業拡大や、新規事業へのチャレンジ（挑戦）を後押しします。

○目標と推進施策

目指す姿	魅力あふれる商店街による積極的な事業展開
------	----------------------

主要施策	施策の概要
1-(3)-① 商業活性化のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産品・地元商店における地域消費喚起の展開 ・販売形態の多角化支援 ・商業と農林水産・工・観光分野、大学との連携交流 ・市民や学生と連携した「ご当地グルメ」の開発
1-(3)-② 地学連携の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生や市民に対する空き店舗やチャレンジファンド（注7）の創設等による「（仮称）チャレンジ商店街」の実施
1-(3)-③ 経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な事業経営、事業活性化を促す助成等の実施

成果指標	現状値	目標値
商業年間商品販売額（億円）	965億円 （H24）	1,000億円 （H31）
商業事業所数（卸・小売業）の店舗数（店）	904店 （H24）	945店 （H31）

目指す姿	にぎわいのある商業地域の創出
------	----------------

主要施策	施策の概要
1-(3)-④ 魅力ある商業ゾーンの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画の策定により、商業を始め、行政・金融・教育・医療福祉等の機能を集約し、商業のチャレンジを応援する魅力ある商業ゾーンの形成
1-(3)-⑤ 経営意欲の向上支援	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会を中心とする研修、情報提供、相談等による経営支援 ・健全な事業経営、事業促進を支援する制度の実施 ・市内の創業者世代が後継者世代を育成・支援する「（仮称）後継者ファンド（注8）」の創設

成果指標	現状値	目標値
新規開業率（％） （会社総数に占める設立登記数の割合）	3.3％ （H25）	3.6％ （H31）
既存商店街等空き店舗活用開業数（店）	5店 （H26）	8店 （H31）

注7 チャレンジファンド：起業や中小企業の第2創業などの新規事業に対し、その初期段階から財政投資による支援を行うこと。

注8 後継者ファンド：後継者の育成に対する財政投資による支援を行うこと。

政策 1 - (4) 農業の振興

○現状と課題

本市では、地域ブランドの育成を柱に、農業の競争力強化を進めています。

平成22年度から秋田由利牛、リンドウ、プラム、ジャージー牛、リンゴの5品目の生産組合と連携して地域ブランド化に取り組んでおり、近年の秋田由利牛の知名度アップや鳥海地域におけるリンドウ生産の飛躍的な成長につながっており、由利本荘米のブランド化も含め、今後も、生産・加工・販売・マーケティングにわたり、戦略的に取り組んでいくことが必要であります。

また、適地適作による特産物開発に向けた実証実験の開始、6次産業化に取り組む事業所の増加、農業夢プラン事業による畜産物の売り上げ増加、学校給食などへの地産地消の導入など、生産者と一体となって取り組んでいる農産物の商品力向上と販路拡大が成果となって表れています。

農家の高齢化と担い手不足に伴う生産力低下、不作付地の拡大といった課題を克服するため、集落営農の組織化と営農法人の経営強化に力を入れており、農業経営体の農業生産構造の変革が、大きな課題となっております。

畜産農家では高齢化による畜産廃業もあり、市内の繁殖素牛頭数は徐々に減少しており、意欲ある畜産経営者の育成はもとより、秋田由利牛ブランドの確立に向けた、戦略的な取り組みが必要であります。

○5年間の方向性

国内では人々の健康志向がますます高まっています。また、世界に目を向けると「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産への登録決定（平成25年12月）を契機に、美味しくヘルシーかつ安全な「和食」と「食を中心とする日本の伝統文化」への関心が全世界で高まっており、豊富な素材を有する由利本荘産の農畜産物等の付加価値を高めることで、地域ブランド化につなげていくことが重要であります。

基幹産業のひとつである農業を取り巻く状況は厳しさを増している状況ですが、直面する諸課題に戦略的な対策を展開するとともに、国の農業政策、国内外の時代潮流を踏まえながら、“魅力ある農業”への変革と国土保全機能の強化を推進します。

○目標と推進施策

目指す姿	攻めの農業・畜産業の実現
------	--------------

主要施策	施策の概要
1-(4)-① 販売戦略の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・販売（用途）対象毎のニーズ分析と販売戦略の構築 ・「道の駅」の販売分析と販売・生産体制の見直し ・アンテナ居酒屋「由利本荘市うまいもの酒場」を活用した農産物・農産加工品の首都圏消費ニーズの把握 ・展示会やイベントへの積極的な出店・参加
1-(4)-② 戦略に基づく販売促進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品加工企業、大手スーパー、飲食店、消費者等へのプロモート活動 ・道の駅での農産物販売の拡大 ・他業種・異業種との連携による販売促進 ・海外への販路拡大
1-(4)-③ 競争力の高い農産物・農産加工品の生産	<ul style="list-style-type: none"> ・販売戦略に基づく農畜産物の品目及び生産量確保、農家同士の協力・連携等による農業生産体制の構築 ・施設の団地化、植物工場や次世代型大規模施設園芸の推進等による施設型周年農業の促進 ・バイオマスタウン構想と連携した循環型農業の推進 ・地熱の事業利用等、大学の研究と連携した新工法の研究
1-(4)-④ 地産地消の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・直売組合の活動支援 ・地場産品・地元商店の市民購買運動の展開
1-(4)-⑤ 生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場、農業用施設の整備等の農業生産基盤の整備

主要施策	施策の概要
1-(4)-⑥ 新たな特産品の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6次産業化の推進 ・ 新たなアグリビジネス（注9）の開発 ・ 生薬等の研究 ・ 伝統野菜の活用 ・ 林業、水産業、観光、地域資源との共同生産品（コラボレーション商品）の開発
1-(4)-⑦ 秋田由利牛ブランドの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田由利牛ブランドの戦略的な推進 ・ 畜産農家の大規模化・専門化に向けた初期投資への支援
1-(4)-⑧ 担い手の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い新規就農希望者に向けたPRの推進 ・ 就農支援の充実 ・ 市民・児童生徒の農業体験の充実 ・ 潜在的担い手の発掘につなげる体験型観光（農業体験）の充実 ・ 若者の農業チャレンジ（挑戦）を促す総合的な支援スキーム（技術育成、生活支援、土地・資金調達等）の実施

成果指標	現状値	目標値
農畜産物の年間総販売額（億円）	84億円 (H25)	88億円 (H31)
年間販売額1億円を超える産物数（品目）	7品目 (H26)	10品目 (H31)

注9 アグリビジネス：農業を核とする幅広い経済活動や関連産業のこと。

目指す姿	国土・景観保全の推進
------	------------

主要施策	施策の概要
1-(4)-⑨ 国土保全機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・営農組織の法人化促進 ・農地集積、不作付解消促進等による優良農地の拡大 ・直接支払制度の活用促進 ・生活環境の向上、里山や景観の保全活動、活動助成等による農村・農景観の保全

成果指標	現状値	目標値
集落型農業法人数（法人）	15法人 (H26)	25法人 (H31)

政策 1 - (5) 林業の振興

○現状と課題

市全体面積の3/4（73.9%）が森林であり、そのうち、民有林が8割近く（78.4%）、優良秋田杉を主とした人工林が6割近く（58.9%）を占めています。

民有林の造林と保育は本荘由利森林組合が中核となり、国の補助事業を活用して施業を行い、優良秋田杉の生産・確保が図られています。また、作業道の路網整備と高性能機械を導入し、施業の効率化と生産コストの軽減に取り組んでいます。

本市では公共施設に優良秋田杉を積極的に活用する取り組みを進めており、市営住宅を始め、コミュニティ体育館や児童館、中学校自転車置き場などに地場産材が利用されています。

本市の林業は、木材価格の長期低迷に加え、従事者の高齢化や森林所有者の経営意欲なども重なり、適切な森林整備が十分に進められない状況です。また、松くい虫被害はピーク時に比べて、面積、材積共に減少してきている一方で、ナラ枯れ被害は市南部地域及び高速道路等の主要幹線沿線で拡大している状況です。

放置林の増加は土砂災害の発生につながるなど、山林の保全は国土保全や環境保全にとっても大きな影響を及ぼします。

今後、本市の豊富な森林資源を有効に活かすとともに、将来にわたって山林の持つ公益的機能を維持するために、産業としての林業を活性化していく必要があります。

○5年間の方向性

秀麗鳥海山を始めとする山々がそびえ、清流子吉川を有する本市において、森林は大きな財産であり、豊かな自然の源です。また、森林には水源涵養、国土保全（山地災害防止、土壌保全）、生物多様性保全、地球温暖化防止、保健・レクリエーション、木材生産などの多面的な公益的機能があり、市民生活や経済活動にも有形無形の貢献をしています。

本市の豊かな自然と災害のない快適な市民生活を実現するため、林業は極めて重要な役割を果たしています。

そのため、森林の適切な管理・保全のための低コストで収益性の高い施業の推進、山林所有者の管理意識の高揚、公共施設等の木造化・木質化の促進や木質バイオマスエネルギー利用促進を図り、安定した林業経営の実践により森林保全に取り組みます。

○目標と推進施策

目指す姿	森林保全による公益的機能向上と資源の有効活用
-------------	------------------------

主要施策	施策の概要
1-(5)-① 安定した林業経営の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民有林の造林促進 ・ 森林経営計画作成、施業集約化の促進並びに森林の保護、保全活動への支援 ・ 森林病虫害等対策の実施 ・ ふれあいの森、ナラ林健全化の整備推進 ・ 市有林の管理
1-(5)-② 森林施業の効率化と安定化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林道・作業道の路網整備、高性能機械の更新等による生産基盤の整備
1-(5)-③ 担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業従事者の育成・確保
1-(5)-④ 優良秋田杉、地場産材の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材加工流通施設等整備 ・ 地場産材製品販路の拡大 ・ 公共事業や公共施設等の木造化・木質化による地域木材利用の推進 ・ 民間施設の木材利用の促進支援 ・ ペレットストーブの普及等による木質バイオマスの推進 ・ 大学の研究と連携した製品開発等の新たな林業の推進
1-(5)-⑤ 経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健全な事業経営、事業活性化を促す助成等の実施

成果指標	現状値	目標値
森林経営計画認定面積 (ha)	16,000ha (H26)	35,000ha (H31)

政策 1 - (6) 水産業の振興

○現状と課題

本市では、沿岸漁業と内水面漁業（河川など淡水での漁業）が行われています。

沿岸漁業では、良質で安定的な漁場の確保に向けて、ヒラメ・クルマエビ・アワビなどの稚魚放流事業による水産資源の増大、並型魚礁の設置により、つくり育てる漁業に取り組んでいます。また、災害に強い漁港整備として、道川漁港、松ヶ崎漁港、西目漁港の整備（施設改良など）を行ってきました。

内水面漁業では、資源保護のため、アユ、コイ、イワナ、ニジマス、ヤマメなどの稚魚の放流事業を行っています。一方で、サケの養殖は、平成26年度に唯一の石沢川ふ化場が廃止となりました。

本市の沿岸漁業、内水面漁業は、漁獲量、漁業経営体ともに減少の一途をたどっています。そのため、今後は、魅力ある水産資源を活かした水産業の再生に向けて、産地ブランド化を目指した水産加工への積極的な展開、女性の参画も視野に入れた担い手の育成、観光と連携した漁業の活性化が課題となります。

○5年間の方向性

天然岩かき、ハタハタ、サケなどを始めとする豊富な海の幸は、本市の魅力のひとつであり、近年は健康志向に加え、和食への関心も高まっています。

そのため、漁港施設の充実と長寿命化を図るとともに、食品・水産加工分野における戦略的な取り組みや施策事業の展開により、地域ブランド化を目指した高付加価値を創出しながら、水産業全体の活性化を図ります。

○目標と推進施策

目指す姿	つくり育てる漁業と水産加工の推進
------	------------------

主要施策	施策の概要
1-(6)-① 漁業・水産加工の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「旬の地魚ブランド」の構築 ・内水面漁業における伝統漁法の継承 ・水産加工への積極的な展開 ・体験型漁業等による観光との連携
1-(6)-② 事業環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港・係留施設の整備
1-(6)-③ 担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の経営意欲向上のための研修、情報提供、相談等による支援 ・新規就業者の発掘・育成及び定着
1-(6)-④ 経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な事業経営、事業活性化を促す助成等の実施

成果指標	現状値	目標値
漁業経営体数（経営体）	107経営体 （H26）	107経営体 （H31）
年間漁獲量（トン）	170トン （H25）	200トン （H31）

政策 1-(7) 観光の振興

○現状と課題

本市は、秀麗鳥海山、子吉川、日本海の大自然に恵まれ、登山、トレッキング、キャンプ、スキーなどのアウトドアスポットや、多種多彩な海の幸・山の幸、そして良質な温泉を兼ね備えています。また、本荘・亀田・矢島など旧城下町の風情や、市内の各地域に伝わる祭りや民俗芸能など豊富な観光資源が揃っています。

本市の観光政策は、観光振興計画などの年次計画に基づき計画的に進めています。整備された鳥海グリーンラインでは6つの高原の駅が指定され、各道の駅と結びつけながら、より広域的で変化に富んだ観光ルートが提供できるようになりました。

観光誘客のための新たなイベントとして、平成21年から「菜の花まつり」、平成22年から「由利本荘ひな街道町中ひなめぐり」を開催、平成24年には「桑ノ木台湿原」をオープンするなど、観光資源の掘り起こしと整備を進めています。また、市観光協会に外国語対応のホームページを開設し、訪日観光を動機づけするための情報発信を行っています。

ホスピタリティー（おもてなし）向上のため、平成23年から市文化交流館・カダーレ内の観光案内所設置のほか、外国語表記も加えた観光誘導看板などの整備を進めています。

さらに、「秋田県市町村未来づくり協働プログラム」の一環として、平成26年度から、にかほ市と協働による、鳥海山を核とする広域観光推進プロジェクトに取り組んでいます。

国内旅行では旅行目的が多様化し、国全体で外国人の訪日観光（インバウンド）も東日本大震災の影響から回復基調を見せています。

そのため、これまでの「通過型観光」から「滞在型観光」への転換を図り、魅力ある地域資源を最大限に活かしながら、情報発信力を強化していく必要があります。

○5年間の方向性

全国の自治体が観光に力を入れている中で、観光の目的地として“選ばれる由利本荘市”になるため、多様なチャンネル（経路）を通して、国内外に戦略的に情報発信していくとともに、鳥海山を核とする多様かつ広域的な観光プロジェクトの充実、自然、産業、エネルギー資源、健康、教育、田舎体験など豊富な地域資源と連動させた付加価値の高い交流・ツーリズム（体験型）を推進します。

また、本市の課題である交通体系（2次アクセス）の充実、ホスピタリティー（おもてなし）の向上、観光振興の体制強化、地域住民や関係機関との連携強化を進め、「通過型観光」から「滞在型観光」への転換を目指します。

○目標と推進施策

目指す姿	通過型観光から滞在型観光への転換
------	------------------

主要施策	施策の概要
1-(7)-① 情報発信と受入態勢の充実	<ul style="list-style-type: none"> 観光情報の整備と国内外への発信力の強化 目的地としての旅行動機誘発のための情報発信 施設、看板、情報の外国語表記や外国人向け観光案内サービスシステム整備等によるインバウンド（外国人観光客）への対応の強化 観光施設等の「おもてなし」の意識改革に向けた研修、情報提供、相談の実施 アンテナ居酒屋「由利本荘市うまいもの酒場」を活用した戦略的な情報発信の実践 鳥海山案内人ガイド等の観光案内人の育成
1-(7)-② 観光資源の開発と活用	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い地域資源（食、スポーツ、文化、工芸品、歴史、人物等）を活用した観光プログラム、体験型観光（ツーリズム）の開発 集客力の高いイベントやスポーツ合宿等の開催 官民一体となった由利高原鉄道（鳥海山ろく線）を活用した観光の活性化 海の幸・山の幸等、食・農・観が一体となった商品開発 農林水産・商・工・観光・大学との連携による新たな観光資源の発掘・開発 鳥海山・飛鳥ジオパーク構想の推進
1-(7)-③ 観光振興の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 駅～観光スポット間の2次アクセスの充実 観光スポット周遊や秋田空港・庄内地域間のバス運行の実現 体験型観光のための観光交流拠点施設の整備と拠点間ネットワークの強化
1-(7)-④ 推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 民営化等の抜本的な体制見直しや市・支所との連携強化等による観光協会の機能強化 地域連携と庄内地域を含めた環鳥海広域連携の強化

成果指標	現状値	目標値
年間観光入込客数（千人）	2,400千人 （H26）	2,750千人 （H31）
年間宿泊者数（千人）	95千人 （H26）	114千人 （H31）
鳥海山案内人ガイド（桑ノ木台湿原） 年間延べ実施回数（回） 年間延べ利用人数（人）	77回 1,570人 （H26）	95回 2,090人 （H31）

基本政策 2 安全・安心・快適な定住環境の向上

政策 2 - (1) 自然環境の保全・活用

○現状と課題

全世界で資源・エネルギーの大量消費に依存している社会経済活動と、二酸化炭素を吸収する森林面積の減少によって地球温暖化が進み、世界各地で異常気象が発生しています。このため、わが国でも環境負荷の少ない低炭素社会への転換が迫られ、東日本大震災と原子力発電所事故を機に再生可能エネルギー研究の重要性も増しています。

本市でも、風力、太陽光、小水力、木質バイオマスなどの再生可能エネルギー発電の促進、バイオマスタウン構想に基づく廃棄物系・未利用系・資源作物など各種バイオマスの利活用により、長期的に自然環境を守る低炭素社会の構築に向けて積極的に取り組み始めています。

市民生活においては、資源ごみのリサイクル、コンポスト（生ごみの堆肥化など）の普及を図り、ごみの減量化・循環型社会への転換を進めています。また、地域住民による環境保護への取り組みも定着し、各町内会単位のクリーンアップ（環境美化活動）の持続的な実施、学校や各種団体、企業による積極的な美化活動が行われています。

また、国・県管轄の親水型河川環境の整備とともに、親川の自然保護区域の除草や散策路の保全、不法投棄防止活動を地元住民の協力を得ながら行い、ふるさと景観の保全に大きく貢献しています。

今後も、市民の誇りであり、本市最大の財産でもある豊かな自然環境を次代に継承するために、資源循環型社会の形成、地球温暖化防止の推進、ふるさと景観の保全を一体的に推進していく必要があります。

○5年間の方向性

市民、地域、事業者、大学、関係機関、国内外の由利本荘ファンが一丸となって、バイオマスタウン構想を中心とする資源循環型社会の形成と、ふるさと景観の保全を積極的に推進します。

さらに、再生可能エネルギー及び地域に存在する様々なエネルギー資源の積極的な利活用を図ることにより、地球温暖化防止、低炭素社会の構築、そして、自然環境を活かした地域の新たな魅力づくりを推進します。

○目標と推進施策

目指す姿	資源循環型社会の形成
------	------------

主要施策	施策の概要
2-(1)-① バイオスタウン構想の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家畜排泄物、生ごみ、廃食用油、下水汚泥等の廃棄物系バイオマスの有効利用 稲わら、もみ殻、間伐材等の未利用系バイオマスの利用促進 市民等への普及・啓発の推進 バイオスタウン構想の改定
2-(1)-② ごみの減量化・資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化（3R）運動の推進
2-(1)-③ 事業基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> 新一般廃棄物処理施設建設の検討

成果指標	現状値	目標値
1人1日当たりごみ排出量（家庭系ごみ）（g）	568g (H26)	510g (H31)
廃棄物系バイオマス炭素換算利用率（%）	80.2%	90.7%
未利用系バイオマス炭素換算利用率（%）	20.0% (H26)	36.8% (H31)

目指す姿	地球温暖化の防止（CO ₂ （二酸化炭素）排出量の削減）
-------------	---

主要施策	施策の概要
2-(1)-④ 地域エネルギーの利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光、風力等の再生可能エネルギーの利活用の推進 ・ 小水力発電の拡大 ・ 地熱エネルギーの利活用の推進 ・ 地熱エネルギーの検討 ・ バイオマス発電事業の検討

成果指標	現状値	目標値
太陽光発電 メガソーラー設置数（か所）	1 か所（0.92Mw） （H26）	2 か所（3 Mw） （H31）
風力発電 市外事業者からの年間導入量（Mw） 市内事業者からの年間導入量（Mw）	35.85Mw 0.75Mw （H26）	149.00Mw 6.70Mw （H31）
小水力発電 施設設置数（か所）	1 か所 （H26）	2 か所 （H31）
バイオマス発電 施設設置数（か所）	0 か所 （H26）	1 か所 （H31）

目指す姿	ふるさと景観の保全
主要施策	施策の概要
2-(1)-⑤ ふるさと景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇づくり活動、緑化活動の推進 ・美化活動、不法投棄防止活動の推進 ・北限群落のタブノキの生息地を始めとする保護地域の保全 ・歴史的・文化的景観の保全 ・農村・農景観の保全
2-(1)-⑥ 市民と一体となった活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加の促進、市民の環境意識の向上 ・市民、地域、事業者、関係機関の協働による鳥海山・飛島ジオパーク構想の推進
2-(1)-⑦ 河川整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・親水型河川環境の整備
2-(1)-⑧ 事業基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥海山の自然を守るファンドの研究

政策 2 - (2) 快適な住環境の整備

○現状と課題

快適な住環境の形成には市街地の計画的な整備、衛生的で安定した上下水道及び生活雑排水対策の普及が基本となります。

市街地整備は、本荘中央地区土地区画整理事業により都市計画道路と電線共同溝の整備を進め、防災機能の強化、交通の利便性・安全性とともに街並景観の向上を図りました。由利組合総合病院跡地に整備した市文化交流館・カダーレは、市民の新しい学習・交流拠点として利用されています。また、本荘公園本丸や芋川桜つつみパークゴルフを整備し、文化・歴史を活かす景観づくりを進めています。

住宅整備では、「由利本荘市宅地開発指導要綱」により、民間による良質で秩序ある住環境の創出を誘導・促進しています。公営住宅は老朽化による建て替え、積雪寒冷に配慮した改築を進めています。市で計画していた定住化・高齢者向けの宅地造成・分譲は民間投資を促す観点からの見直しが必要です。

水源確保の上で課題のあった上水道・簡易水道の統合に向けては、平成19年度策定の統合計画書に基づき、市民の協力の下、地域毎に施設整備を順次実施しています。

公共下水道事業は、本荘地域を除きほぼ100%の整備率となっています。また、快適で衛生的な生活を確保する下水道の整備と地域の実情に適した生活雑排水対策を計画的に進めています。

今後、定住人口の維持と子育て環境の向上を目指し、総合防災公園や遊休施設を活用した新たなにぎわい拠点を創出するとともに、すべての地域で快適な住環境を維持・向上していくことが重要な課題となります。

○5年間の方向性

中心地域の都市機能集積を周辺地域の生活機能に活かしながら、地域の教育、医療・福祉、商業などの集落ネットワーク圏の形成を図るとともに、機能集積地と各集落を結ぶ交通体系の強化、上下水道などの生活基盤を整備し、定住に加え、市外からの移住者の受け入れなどが進む、安全・安心・快適な住環境の整備に取り組みます。

○目標と推進施策

目指す姿	地域毎のにぎわい拠点の創出
-------------	---------------

主要施策	施策の概要
2-(2)-① 適切な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国土利用計画に基づく土地利用の推進 ・地籍調査の推進
2-(2)-② 地域毎のにぎわい拠点の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・商業集積、生活機能集積（コンパクト化）に向けた事業推進 ・機能集積地と居住地を結ぶ公共交通の強化 ・総合防災公園を核とした新たなにぎわい拠点の形成 ・親子が自由に遊べる子育て支援の拠点施設の整備と遊休施設の利活用

目指す姿	定住環境の向上
-------------	---------

主要施策	施策の概要
2-(2)-③ 良質な住環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性に応じた空き家、空き地の利活用の推進 ・移住・定住促進対策事業の推進 ・民間主体の高齢化に配慮した住環境・住景観の整備促進 ・市営住宅の建て替え、高齢化対策の推進 ・耐震基準に達していない個人・民間住宅の耐震化促進 ・自然環境を活かした公園・緑地の整備による市民のふれあいの場及び観光拠点の設置
2-(2)-④ 上下水道及び生活雑排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水施設の改修又は建替え、基幹管路の布設替え、簡易水道との統合等による水道事業の推進 ・地域特性に応じた効率的かつ経費削減につながる公共下水道事業の推進 ・既処理施設の老朽化に伴う長寿命化の実施 ・集落排水事業、浄化槽設置整備事業の推進（下水道区域以外） ・既処理施設の老朽化に伴う機能強化の実施 ・節水の普及促進 ・各種助成・給付の継続
2-(2)-⑤ 都市ガス事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい由利原産天然ガスによる都市ガス事業の推進

成果指標	現状値	目標値
危険度の高い空き家等の戸数（戸）	60戸 (H26)	40戸 (H31)

政策 2 - (3) 機能的な社会基盤の整備

○現状と課題

広域的な交流と産業の活性化を支える広域道路網整備として、日本海沿岸東北自動車道等の早期完成に向けて要望活動を行い、平成19年度に「本荘 I C～岩城 I C」「仁賀保 I C～本荘 I C」間
が完成・開通しました。

幹線道路では平成23年度から東由利～由利地域を結ぶ市道金山線の改良工事に着手（平成30年
度完成予定）、景観に配慮した由利橋が平成25年度に完成しました。また、既存道路の改築・改良、
冬季間のきめ細かな排雪作業の実施、各地域の通学路危険個所の改良を進め、市民生活の安全確保
に努めています。

「鳥海ダムの建設促進」については、快適で安全な市民生活を守る上で重要な社会基盤として治水、
利水等の確保を目指しており、建設段階への移行決定を受け、地域や市議会などと連携して早期建
設着手に向けた要望活動を行っています。

市民生活に必要不可欠なバス交通は、由利本荘市地域公共交通総合連携計画（平成21年度策定）
において本荘地域と周辺地域を結ぶ幹線は民間バス、周辺地域と各集落を結ぶ支線は市のコミュニ
ティバスに役割分担することとし、平成23年度に西目線、平成24年度に岩城線、高尾線、羽広線、
伏見笹子線のコミュニティバスを新たに運行し、増大するバス運行費補助の抑制と持続可能なバス
路線の再構築に取り組んできました。

鉄道では「由利高原鉄道の持続的運行に係る基本合意書」を秋田県・由利本荘市・由利高原鉄道
で締結し、経営基盤の安定化を図っています。また、交通結節点機能の強化となる羽後本荘駅周辺
の整備については、基本構想調査や次期計画に向けた J R 東日本との協議が始まりました。

情報通信網は、平成17年度から平成21年度にかけて CATV（ケーブルテレビ）整備が完了し、
平成22年 4 月より市全域でサービスが利用できるようになり、難視聴地域の解消を図りました。
また、携帯電話の不感地域を解消し、市民生活の利便性向上を図りました。

県内最大の広大な面積を有する本市において、市の一体性と地域の特性を活かしたまちづくりを
実現するため、機能的な社会基盤を着実に整備していく必要があります。

○5年間の方向性

多様な交流と産業の活性化を生み出す機能的な社会基盤の整備に向けて、道路網、鉄道、地域交
通、高度な情報通信基盤の整備、冬期間の雪対策を着実に推進します。

特に、高齢者の足の確保と交通空白地域に対応するため、地域の実情に応じた持続可能な地域交
通の実現を関係機関と連携して取り組みます。

○目標と推進施策

目指す姿	地域内及び広域交流の活性化と生活環境の向上
-------------	-----------------------

主要施策	施策の概要
2-(3)-① 道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> 日本海沿岸東北自動車道の全線開通に向け、沿線自治体一体となった要望活動による高速交通体系の促進 渋滞解消及び高速交通道路へのアクセス円滑化に向けた幹線道路、市道等の計画的な整備 交通安全施設の改良 ロードヒーティング、流雪溝等による雪に強い幹線道路、市道等の整備
2-(3)-② 鳥海ダムの建設促進	<ul style="list-style-type: none"> 「鳥海ダムの建設を促進する市民の会」との連携による要望活動の強化 市・市議会・同盟会等による要望活動の強化
2-(3)-③ 鉄道交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> 沿線自治体との一体的かつ効果的な要望活動による羽越本線の高速化と利便性の向上 交通結節拠点としての羽後本荘駅周辺整備の推進 由利高原鉄道（鳥海山ろく線）の市民利用と観光利用の促進
2-(3)-④ 地域交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域間を結ぶ地域幹線路線の維持確保と交通空白地域の新たな交通サービスの提供 利便性向上のための市街地におけるバス路線の再編 公共交通機関への市民の利用促進 運行経費の抑制
2-(3)-⑤ 高度な情報通信基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業収益の拡大と通信環境の格差解消、立地条件に左右されない企業用サービスの提供に向けたインターネット通信設備の整備（ケーブルテレビ施設整備事業） 受信端末設備の低コスト化と緊急情報等の伝達手段・送信情報の多様化に向けた音声告知放送設備の整備（ケーブルテレビ施設整備事業） CATV（ケーブルテレビ）加入促進の強化 携帯電話の不感地域の解消 民の情報リテラシー（情報を活用する創造的能力）の向上
2-(3)-⑥ 雪対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 除雪・融雪の設備、流雪溝の整備 道路パトロールの強化 除雪機械の計画的な更新・購入 共助を必要条件とする除雪機購入への助成 事故防止徹底のための除雪講習会の開催

成果指標	現状値	目標値
公共交通機関カバー率（居住地面積）（％）	68.6％ (H26)	80.0％ (H31)
循環バスの年間延べ利用者数（人）	21,000人 (H26)	40,000人 (H31)
都市計画道路整備率（％）	56.2％ (H26)	58.0％ (H31)
CATV 加入率（％）	34.69％ (H26)	38.00％ (H31)

政策 2 - (4) 防災・減災のまちづくり

○現状と課題

阪神・淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災、雲仙普賢岳や有珠山、御嶽山の噴火、集中豪雨による水害や土砂災害など、毎年のように全国各地で自然災害が発生しています。

本市の防災・減災体制は、特に、発生が懸念される日本海沿岸域の大地震に対する備えが必要であり、自主防災組織と消防団を中心に訓練などを通じて市民自身の意識向上を図っています。

また、国療跡地を計画地とする総合防災公園の整備を始め、消防庁舎建設や防災無線のデジタル化（平成26年度完了予定）など、市民の安全を支えるまちづくりを進めています。

救急体制では平成25年度で全署所に高規格救急車の配備が完了、救急救命士も概ね計画通りに養成・確保しました。

防犯、交通安全対策では、関係機関・団体、地域住民と連携し、定期的な巡回活動やイベント、施設・設備の整備、意識啓発活動に取り組んでいます。

東日本大震災を経験したわが国の防災の考え方は「防災（被害を防ぐ）」に加えて「減災（被害を抑える）」の視点がより重視されるようになりました。

今後は、「自分の安全は自分で守る」という原則の浸透を図るとともに、防災機能の一層の強化、分野横断的な連携の強化、集落機能の再生を進め、より安全な地域を形成していくことが必要であります。

○5年間の方向性

由利本荘総合防災公園の整備により、地域防災拠点と各避難場所・避難所等との防災機能を連携・強化するとともに、自主防災組織の主体的かつ持続的な防災活動を推進します。

また、高齢社会の進展により、特に高齢者の交通事故や犯罪被害はもとより、災害時にも、共助の精神をもって近隣で助け合い避難できるように、地域全体で、市民同士の日常的なつながりを深め、関係機関・団体等との連携強化を図ります。

○目標と推進施策

目指す姿	市民の安全を支える地域の形成
------	----------------

主要施策	施策の概要
2-(4)-① 市民の安全意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ・災害、事故、犯罪から自分の身を守る意識の醸成 ・隣近所、地域での支え合い活動への参加
2-(4)-② 防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの準備・訓練と自主防災活動の充実による共助体制の構築 ・内陸部の同報系無線設備の計画的な整備による住民への情報伝達手段の充実 ・災害の未然防止のための避難施設、災害発生危険か所の計画的な整備 ・新たな地域防災拠点となる総合防災公園の整備 ・地域防災計画の定期的な改定 ・企業、地域、団体も含めた防災活動の普及・充実
2-(4)-③ 消防体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁舎の整備・更新、消防、救急車両更新等による常備消防の充実 ・計画的な設備更新と消防団の部統廃合の検討等による非常備消防の充実
2-(4)-④ 防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での防犯活動、見守り活動の推進 ・街路灯、防犯カメラ設置等の施設・設備の整備 ・消費者行政の推進に向けた啓発、相談、関係機関との連携
2-(4)-⑤ 交通安全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全活動の推進 ・交通安全施設・設備の整備

成果指標	現状値	目標値
自主防災組織数（組織率）（組織、％）	415組織 (88.5%) (H26)	469組織 (100%) (H31)
自主防災組織の年間防災活動回数（回）	33回 (H26)	200回 (H31)

基本政策 3 笑顔あふれる健康・福祉の充実

政策 3 - (1) 保健・医療の充実

○現状と課題

市民アンケートをみると、幸福感には「心身の健康」が最も影響すると考えており、健康に対する市民の関心はとて高いことがわかります。

保健事業は「健康由利本荘21計画（第2期）」に基づき、保健センターを拠点に食生活改善推進員など地域の協力を得ながら、個人、家庭、地域それぞれが自ら健康増進への取り組みができるよう、広報、健康教育、情報発信を展開し、健康づくりの啓発活動を実践しています。

健康診査及び各種検診に関しては、働く世代やライフスタイルに対応できる体制を構築し、受診機会の拡充や受診勧奨を強化しています。

地域医療の充実と地域間格差の解消に向けては、公的医療機関への高度医療機器整備、再来受診受付機の設置、鳥海診療所の医師確保、東京医科大学への寄附講座の設立、医師研修資金貸付制度や医師確保奨学資金貸付制度を活用した医師確保に努めています。また、休日応急診療所及び病院群輪番制により、休日や夜間の救急医療に対応しています。

こうした取り組みの一方で、市民の健康を維持する目安となる健康診査や各種検診の受診率が目標を下回ることも多いことから、今後は、少子高齢社会に適した社会支援体制の充実を図るとともに、市民一人ひとりの高い健康意識を健康診査や各種検診の受診行動につなげていくことが必要です。

○5年間の方向性

本市の健康政策の目標である健康寿命の延伸は「市民一人ひとりの意思」と「社会支援」が両輪となって初めて達成します。

市民の自発的な健康維持活動を促しながら、市民の健康への関心を高め、健康診査及び各種検診の受診率向上に結びつくように、積極的な受診勧奨と利用しやすい体制の充実を図ります。

また、本市に多い「胃がん」「脳血管疾患」に関する先進的な生活習慣病の予防研究を進めるとともに、地域完結型医療を目指し、拠点病院機能の強化、関係団体の活動の活性化と連携強化を推進します。

○目標と推進施策

目指す姿	市民の健康を支える保健・医療の充実
-------------	-------------------

主要施策	施策の概要
3-(1)-① 市民自身の健康意識向上	<ul style="list-style-type: none"> すべての世代における正しい生活習慣の普及と実践 健康診査・検診の受診促進 健康づくり・健康維持に関する意識の高揚
3-(1)-② 健康増進支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 疾病構造の把握と健康増進対策の推進 市民・地域・関係機関との連携・協働の強化 地域保健活動団体の活動支援と連携強化 健康診査・検診の受診率向上を図る、健（検）診内容の充実と実施体制の連携強化 自発的な健康維持活動の推進 総合防災公園・アリーナ等を拠点とした健康づくりの推進
3-(1)-③ 医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 病診連携に向けたICTを活用した「あきたハートフルネット（注10）」の早期導入 医療・保健・福祉間相互の多職種連携強化による地域完結型医療の推進 由利組合総合病院の拠点病院機能の強化 医師会立看護学校の充実
3-(1)-④ 救急医療体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 夜間、休日診療体制の強化・継続 救急救命士の養成、有資格者の採用 全署所の高規格救急車配備の維持
3-(1)-⑤ 経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 医療費助成の継続 各種助成・給付の継続

成果指標	現状値	目標値
健診受診率（特定健康診査）（％）	30.7％ （H26）	60.0％ （H31）
検診受診率（各種がん検診平均）（％）	20.6％ （H26）	50.0％ （H31）

注10 あきたハートフルネット：県内の病院や診療所同士で、患者の診療情報を安全に共有できるネットワークのこと。

政策3-(2) 子ども・子育て支援の充実

○現状と課題

本市の子育て支援政策は、出生率の向上だけが目的でなく、「由利本荘市子ども条例」の理念のもと、子どもが家族と地域に見守られて健やかに成長できるよう、社会全体で「子どもが主人公（チルドレンファースト）」のまちづくりが実践されることを目指しています。

周産期の支援では、秋田県産婦人科医会の協力の下、妊婦健康診査の費用助成やマタニティ教室を行っており、妊婦や夫婦の心の支えとなっています。平成25年度から実施している不妊及び不育症治療助成事業への反響も大きく、申請者も増加しています。

乳幼児期・学童期の支援では、待機児童を出すことなく保育所で受け入れているほか、学童施設を全小学校区に設置し、適切な利用支援を実施しています。また、各種相談に対応するため、子育て支援課内に家庭相談員2名と母子自立支援員1名を配置しています。

市民の要望も高い経済的支援は、第2子10万円、第3子以降20万円の市独自の「子育て支援金」の支給や、国の基準額より低い保育料設定を継続しているほか、平成24年8月からは、小学校6年生まで医療費無料化を拡大するなど、幅広い負担軽減策を実施しています。

発達・相談支援では発達支援相談員1名を配置し、子どもの発達に応じた専門的な支援体制を関係機関と連携しながら構築するとともに、不登校、児童虐待、ドメスティックバイオレンス（DV）（注11）などにも、学校、女性相談員、児童相談所などと緊密に連携して取り組み、子どもの人権尊重と保護者の不安解消に努めています。

今後は、子どもを産み育てやすい由利本荘市の実現に向けて、保健、福祉、医療のみならず、社会基盤、生活環境、労働環境を含め、市全体で子どもの健やかな成長を支援する体制を充実していくことが重要であります。

○5年間の方向性

市民からの要望の高い保育所入所を始めとする子育て支援施設の充実を図りながら、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の普及も含め、総合的かつ包括的な子育て支援政策へとつなげ、子どもが安心して成長できる、子育ての喜びあふれる社会の形成に取り組みます。

注11 ドメスティックバイオレンス：家庭での子どもへの暴力や夫婦間の暴力を含む、親密な関係にあるパートナーからの暴力のこと。

○目標と推進施策

目指す姿	子育ての喜びあふれるまちづくり
-------------	-----------------

主要施策	施策の概要
3-(2)-① 周産期から乳幼児期の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊・不育症治療費助成の充実 ・母子保健事業の充実 ・定期的な情報提供、相談支援の充実 ・子どもの発達への継続的な支援 ・子育て支援ネットワークづくりの推進 ・子育てサポーター（注12）養成講座の充実やファミリー・サポート・センター事業（注13）の推進 ・関係機関との連携強化 ・家庭や企業に対する「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の普及 ・ひとり親家庭の支援 ・小児医療及び小児救急医療体制の充実
3-(2)-② 児童から思春期の健全育成環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童対策、健全育成環境の充実 ・いじめ防止、児童虐待防止の推進 ・学校・家庭・地域・関係機関との連携強化 ・児童と地域の交流
3-(2)-③ 子育て支援施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、認定こども園等の計画的な整備・充実 ・親子が自由に遊べる子育て支援の拠点施設の整備と遊休施設の利活用 ・幼児・児童が安全に利用できる遊具等の整備・更新
3-(2)-④ 経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して子どもを産み育てることのできる支援の充実 ・各種助成・給付の継続

成果指標	現状値	目標値
地域子育て支援拠点事業実施数（か所）	5か所 (H26)	8か所 (H31)
ファミリー・サポート・センター登録会員数（人）	290人 (H26)	370人 (H31)
保育所入所児童数（人）	2,430人 (H26)	2,380人 (H31)
一時預かり事業実施数（か所）	24か所 (H26)	29か所 (H31)

注12 子育てサポーター：子育て中の人との協力者として、身近な地域で子育てやしつけについての相談相手となったり、子育て支援情報を提供したりする人のこと。

注13 ファミリー・サポート・センター：子育てが援助できる人（提供会員）と、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）が会員となって、住民同士で相互に助け合う民間組織のこと。

政策 3 - (3) 高齢者福祉の充実

○現状と課題

「地域の住民が安心して心豊かに暮らせる社会の形成」を目指す上で何よりも大切なことは、地域住民が医療や介護が必要になっても、ふれあいの絆の中で、自らの能力を最大限に活かしながら「生きがい」を持って主体的に暮らし、尊厳が保持される、つながりとふれあいのある地域をつくることです。

生きがいづくりについては、町内会などが自主的に実施するミニデイサービス活動（注14）を支援し、さらに拡充を図り、高齢者が活動を通じて孤立を防ぎ、地域とのつながりを持つことで、自助・共助の体制づくりに成果が上がっています。

各種相談窓口は市役所のほか、市内在宅介護支援センター9か所に委託し、高齢者や家族が気軽に相談しやすい身近な相談窓口を各地域に設置しています。

介護保険事業は保険者である広域市町村圏組合と連携し、介護予防事業などの実施により、高齢期の機能低下予防に努めています。また、定期的な地域ケア会議を通じ多職種の連携を図りながら、在宅支援の強化と適正な介護サービスを提供しています。

4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えた今、人口減少に歯止めをかける取り組みに加え、「元気で活力に満ちた高齢者の増加」という社会を形成することが重要であり、生きがいづくりと地域包括ケアシステムを中心とする施策を推進していく必要があります。

○5年間の方向性

高齢化に伴い認知症予防や在宅医療の重要性が高まる中、要介護状態になっても住み慣れた地域での生活を可能にする地域包括ケアシステム（注15）の構築を推進します。

また、高齢者支援として新たに導入される「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に取り組み、地域の力で支え合い、みんなで元気になる地域づくりを一層進めます。

注14 ミニデイサービス：地域の中で高齢者が定期的集まり、季節行事や楽しい交流を通じて、閉じこもり防止、介護予防を行う事業で、地域主体で運営される事業のこと。

注15 地域包括ケアシステム：地域住民に対し、保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携・協力して一体的・体系的に提供する仕組みのこと。

○目標と推進施策

目指す姿	地域住民が安心して心豊かに暮らせる社会の形成
-------------	------------------------

主要施策	施策の概要
3-(3)-① 生きがいつくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の就労機会の拡充 ・地域での多様な社会参加活動の拡充 ・地域ミニデイサービス活動の充実
3-(3)-② 介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一般介護予防事業の充実 ・介護予防、生活支援サービス事業の充実 ・認知症予防対策、認知症を支える地域支援の充実
3-(3)-③ 希望に沿ったサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・支援体制の充実強化 ・住民主体による多様なサービスの創出 ・生活支援の担い手の育成 ・住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的提供を目指す、地域包括ケアシステムの構築
3-(3)-④ 経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・各種助成・給付の継続

成果指標	現状値	目標値
認知症サポーター数（人）	2,811人 (H26)	8,500人 (H31)

政策3-(4) 障がい者福祉の充実

○現状と課題

わが国は平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。条約批准にあたり、リハビリテーションとノーマライゼーションを基本理念とする障害者基本法の改正と障害者総合支援法の制定を中心に、障がい者施策全般にわたる法制度の整備を進めてきました。

本市の障がい者福祉政策は、平成25年4月に施行された障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスの提供体制の確保とサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築を中心に実施しています。

利用者が増加している在宅サービスについては、全国どこでも共通な訪問系サービスを提供できるほか、日中活動系サービスを希望する障がい者などには、生活介護や就労支援事業等を提供できる体制が整っています。

また、市内には新たに地域活動支援センター（従来の授産所・小規模作業所等を含む）を積極的に設置（民間委託）するとともに、地域における居住の場としてのグループホーム（従来のケアホーム含む）の設置を推進するなど、障がい者の地域生活を支える基盤の充実を図ってきました。障がいの程度やニーズに応じた施設入所支援も行われています。

従来の関係機関による障がい者支援協議会や相談支援事業に加え、平成25年度には地域における相談支援の中核的な役割を担う障がい者基幹相談支援センターを設置（民間委託）し、相談支援員の質の向上や確保に努めるとともに、きめ細かい各種情報の提供や個人のニーズに合わせたサービス調整など相談支援体制の充実を図っています。

障がい者福祉は、従来の障害者手帳を所持している人のほかに、難病、発達障がい、高次脳機能障がいの状態にある人など、支援対象が広がっていることを踏まえ、今後は、一人ひとりの状況の迅速な把握を始め、地域生活基盤の充実、障がいや病気に対する理解と支援体制の充実が重要であります。

○5年間の方向性

一人ひとりの状況に継続的な支援を行うためには、市全体の障がいや病気に対する理解をより一層深めるとともに、障がいや病気にかかわらず、本人の意志を尊重した生活を支える総合的な支援体制の充実を図ります。

また、障がい者自身が自立して暮らしていくため、企業や学校、関係団体、地域と連携して教育環境、就労環境の充実を図ります。

○目標と推進施策

目指す姿	障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現
-------------	-----------------------

主要施策	施策の概要
3-(4)-① 障がい児支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの発達に応じた継続的な相談支援体制の充実 ・親同士の交流の充実 ・乳幼児期の保育・教育支援、学校の特別支援教育の充実 ・障がい児通所支援事業所の充実
3-(4)-② 自立生活を支える環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な交流、スポーツ、社会参加機会の充実 ・相談支援の強化 ・障がい福祉サービスの充実 ・障がい者雇用のための労働環境の改善支援 ・サービス事業者・関係機関の連携強化 ・市民の障がいに対する正しい理解の普及促進 ・一人暮らしの障がい者への生活支援の充実
3-(4)-③ 経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・各種助成・給付の継続

成果指標	現状値	目標値
交流活動やスポーツ教室等に参加した年間延べ障がい者数 (人)	180人 (H26)	190人 (H31)
グループホーム年間実利用者数 (人)	97人 (H26)	115人 (H31)
就労支援サービス年間実利用者数 (人)	128人 (H26)	140人 (H31)

政策3-(5) 地域福祉・社会保障の推進

○現状と課題

急激な少子高齢化の進展や人口減少社会により、家族形態もいわゆる核家族からひとり暮らし世帯などの、より小規模な構成に変化してきています。

本市では、具体的な行動計画である市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を包含した地域福祉の基本方針となる「地域福祉計画」を策定し、これまで培われてきた地域の絆を活かす「共に生きる」社会の形成を進めています。

しかしながら、全国と同様、本市においても、古来の伝統的な家庭の機能が弱体化し、「共に支え合い・助け合う」といった意識の低下が地域や家庭での「人間関係の希薄化」を進行させる要因となっています。さらに、かつての地域社会では当たり前であった近隣の見守りといった「地域の支え合い機能」が弱まり、福祉課題を抱えた人の発見が遅れるという事態が生じています。

一方では、家族の介護や自身の病気などをきっかけに近所づきあいが疎遠になったり、それ自体を煩わしく感じるようになり、社会との関わりを持てないなど、いわゆる「孤立」や「ひきこもり」「生活困窮」といった新たな福祉課題を生んでいます。

今後は、多様化する取り組みに対し、公的な福祉サービスによる支援体制を強化していくことが重要であります。また、市民一人ひとりが自らの問題として認識を共有し、地域社会の担い手として知恵を出し合い、相互の支え合いや市社会福祉協議会と住民、関係機関との協働により、解決に取り組む意欲を高めていくことも求められます。

○5年間の方向性

市社会福祉協議会を中心に、市民同士が支え合う体制の一層の充実を図ります。意欲のある生徒や学生、若者、女性、高齢者、障がい者、外国人が活躍できる場を増やししながら、多様な福祉ニーズに対応できる専門的な知識や技術を持った人材の確保と育成を図ります。

国の社会保障制度の運用においては、市民一人ひとりの状況をきめ細かく把握し、適正な給付と負担の実施に努めます。

○目標と推進施策

目指す姿	地域の絆を活かす「共に生きる」社会の形成
-------------	----------------------

主要施策	施策の概要
3-(5)-① 地域福祉を担う人財の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会、民生委員児童委員活動の充実 ・ボランティア活動の活性化に向けた講座の開催、活動機会の充実、ボランティアセンターの設置 ・介護支援ボランティア（注16）の養成 ・学校と連携した福祉教育の充実 ・多様な福祉ニーズに対応できる専門的な人財の育成 ・手話通訳者の常時配置
3-(5)-② 地域福祉ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な相談体制の充実に向けた関係機関との連携強化による情報提供、サービス間調整の推進
3-(5)-③ 避難行動要支援者対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の避難支援体制の強化 ・心身の状態に配慮した避難施設の確保
3-(5)-④ ユニバーサルデザインの施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関や公共施設のユニバーサルデザイン化（注17） ・幼児、高齢者、障がい者等が安心して暮らせる生活環境の整備
3-(5)-④ 社会保障制度の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の実態把握、相談支援、適切な給付 ・国民健康保険の適切な運営

成果指標	現状値	目標値
ボランティア登録団体数（団体）	56団体 （H26）	60団体 （H31）
ボランティア登録者数（団体構成員含む）（人）	8,141人 （H26）	8,500人 （H31）
避難行動要支援者登録率（％） （支援の必要な人に占める登録者数の割合）	41.2％ （H26）	60.0％ （H31）

注16 介護支援ボランティア：高齢者が高齢者施設等でのボランティア活動を通じて、介護保険料や介護サービス利用料等に充当できるポイントを付与することにより、介護予防や社会参加を促す制度のこと。

注17 ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように設計・整備すること。「障壁をなくす」という意味のバリアフリーをさらに発展させた考え方。

基本政策 4 ふるさと愛を育む次代の人づくり

政策 4 - (1) 幼児教育、学校教育、青少年健全育成の充実

○現状と課題

本市では、幼児期から、学童期、青少年期にかけて一貫した理念による教育を行っています。小・中学校での教育では、少人数学習による基礎・基本の定着をもとに、理数教育、読書や英語活動等の指導を充実させながら、個性的な能力の育成に取り組んでいます。また、ボランティア活動の実施、「命・心・言葉、ふるさと」を大切にした道徳教育の推進、一人ひとりの具体的目標を設定し、主体的に取り組む体育やクラブ・部活動の取り組みにより、児童生徒は豊かな心と健やかな体を育んでいます。

特に、先人の生き方を学ぶ活動、地域の伝統継承や交流活動、地域を活かした体験的な活動など、「ふるさと教育に根ざすコミュニティ・スクール（注18）」を核に教育活動を推進しています。さらに、ALT（外国語指導助手）を9名配置（平成26年度現在）し、英語を通じて言語や異文化について体験的に理解を深め、積極的なコミュニケーション能力の素地を育んでいます。

学校教育の成果として、学ぶスタイルの定着を含め学力定着は概ね良好であり、さらに他県や他市からの視察を受け入れながら、多様な視点を活かした教育の推進はもとより、地域に根ざした体験型学習の充実、思いやりの心と地域社会の一員としての自覚を促す活動の拡充が図られてきています。また、全学校に図書支援員を配置することにより、生涯学習の基盤である読書活動も定着しています。

幼児教育では、幼保・小連携協議会を開催しているほか、各小学校において学びの連続性を重視した就学前教育が行われています。

今後、次代の人財育成に向けて、地域と一体感のある教育環境づくりを実践することにより、県立大学を最大限に活かした学園都市を形成していく必要があります。

○5年間の方向性

将来の人材を育成するため、児童・生徒数や国の教育制度改革を勘案しつつ、コミュニティ・スクールの充実を図り、学校、家庭、地域の連携による一人ひとりを大切にする教育と、小中一貫教育の取り組み等、幼保・小・中・高・大学と連続した学びを形成する連携の充実を図り、地域に根ざした先進の学園都市を形成します。

注18 コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域住民が知恵を出し合い、学校運営に反映させる仕組みのこと。

○目標と推進施策

目指す姿	豊かな心とふるさと愛を育む教育の推進
------	--------------------

主要施策	施策の概要
4-(1)-① 社会を生き抜く力と豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールを活用した地域教育力の向上 ・多様な交流と学びの連続性を重視した就学前教育の充実 ・就学支援員の配置、幼児通級指導教室の常設、幼保こども園の連携等による、早期からの教育相談と就学支援の充実 ・基礎・基本の定着と個性的な効力を伸ばす学校教育の充実 ・低年齢時期からの外国語に親しむためのALT（外国語指導助手）の小中学校での活用の拡大 ・「学びに生かす学校図書館」に向けた体制と機能の充実 ・学校での学習成果を家庭や地域で活かす体験型学習の推進 ・自ら目標を設定し、主体的に活動する体力向上の取り組み ・指導力の向上や地域理解を深める教職員研修の充実 ・教育の機会均等を具現化する各種助成や給付の実施
4-(1)-② ふるさと愛の醸成（学社連携の推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用し、ふるさと教育に根ざしたコミュニティ・スクールの推進 ・キャリア教育の核とし、地域社会との関わりを重視した職場体験の充実 ・学校施設の開放と利活用の推進
4-(1)-③ 学園都市の推進（教育の相互連携）	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保・小・中・高・大学と「連続した学び」を形成する連携の充実 ・県立大学等との連携による専門的な学習の場の拡充 ・学生と児童生徒との交流機会の拡大
4-(1)-④ 青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者教育と家庭教育を支える体制の充実 ・子どもたちの社会性を育む機会の充実
4-(1)-⑤ 教育環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した学校施設・設備の計画的な改修・更新 ・スクールバスの運行継続と通学安全の確保 ・地域人財の積極的活用と連携強化

成果指標	現状値	目標値
地域の人財を活用した授業等の回数（回）	各小中学校 年間平均3回 (H26)	各小中学校 年間平均5回以上 (H31)
小・中学校、高校、大学の連携を行った回数（回）	各中学校 年間平均3回 (H26)	各小中学校 年間平均5回以上 (H31)

政策4-(2) 生涯学習社会の推進

○現状と課題

本市は、公民館・図書館を中心に子どもから成人・高齢者まで、それぞれに適した学習機会を設けるとともに、学習情報の提供や学習成果の発表機会として「生涯学習創作展」を開催するなど、市民が自分に適した学習に取り組むための支援を行っています。

各種団体等の要請に応じて講師を派遣する「まちづくり宅配講座」も積極的に利用されており、活発な自主学習サークル活動を含め、市民の学習意欲は年々高まっています。

また、ふるさとの自然や歴史・文化を学ぶ「ふるさと教育」に視点をおいた事業や、県立大学での「夏休み親子体験入学」、病院や保育園等の協力を得ての「小中学生のボランティア体験活動」などが成果を上げており、さらに、小・中学校の「コミュニティ・スクール」に対応し、地域全体で「学校・子どもを支えよう」とする取り組みも進んでおり、より一層の広がりが期待されています。

平成26年度には、様々な国民文化祭事業が行われ、芸術文化に対する気運も高まっています。これを契機に、芸術文化活動に「いつでも・どこでも」参加できるように、各種文化施設を情報発信拠点とし、市民が芸術に触れる機会を創出していくなど、魅力あふれる芸術文化活動の推進が重要であります。

本市には、縄文時代早期の日本海側最大級の「菖蒲崎貝塚」や、鳥海山信仰を背景にした史跡「鳥海山」「本海獅子舞番楽」など、数多くの文化財が所在しています。これら文化遺産を市民共有の資産（たから）として保護するとともに、調査研究を継続して行い、市民が文化財に親しむ機会を設けながら、主体的に保存・継承する人財の育成が課題となります。

○5年間の方向性

これまで大きな成果を上げてきた生涯学習をさらに推進するため、公民館講座等の拡充、情報提供、拠点施設の機能拡充を進め、幅広い世代がいつでも学び、活動できる生涯学習の環境づくりを目指します。

また、芸術に触れる機会の創出を始め、市民の意欲あふれる芸術文化のまちづくりと、文化財の保存・継承に取り組めます。

○目標と推進施策

目指す姿	生涯学習、歴史文化による魅力あふれるまちづくり
-------------	-------------------------

主要施策	施策の概要
4-(2)-① 生涯学習社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館・図書館を核とした学習機会の提供と市民の自主学習活動の支援 ・地域課題・今日的課題に取り組む社会教育事業の推進 ・幅広い分野での学習成果と人財を活かした事業展開 ・市民生活に適切な情報を提供する「問題解決型図書館」としての資料の充実と、市内全域に均質にサービスを提供する体制の整備 ・地域全体で学校・子どもたちを支える活動の推進と、鳥海山・飛鳥ジオパークを活用した学習活動の実施 ・学習環境の向上と災害時地域避難拠点としての機能を考慮した社会教育施設の整備
4-(2)-② 芸術文化の振興と文化財保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化活動の情報提供と芸術に触れる機会の創出 ・市民の創作意欲の向上と芸術文化活動の推進 ・芸術文化団体等の連携強化と活動支援 ・文化財の保存に向けた調査と文化財情報の提供 ・文化財の指定・登録・修復と文化財に触れる機会の拡充 ・史跡「鳥海山」などの鳥海山文化遺産の保存と活用 ・民俗芸能の保存と継承に向けた活動支援と団体育成 ・民俗芸能の伝習・公開拠点施設の整備 ・適正な発掘調査の実施と記録保存 ・菖蒲崎貝塚などの史跡・埋蔵文化財の保存と活用

成果指標	現状値	目標値
生涯学習講座・各種大会等の総参加者数（人）	75,599人 (H25)	79,400人 (H31)
図書貸出冊数（冊）	256,879冊 (H25)	270,000冊 (H31)
歴史・文化関連施設の年間延べ利用者数（人）	28,000人 (H26)	30,000人 (H31)

政策4-(3) スポーツ立市の推進

○現状と課題

本市のスポーツ振興は、スポーツ少年団や中学生が、野球・柔道・バドミントン・卓球・サッカーなどの種目で東北大会や全国大会に出場しており、確実に競技力の向上が図られています。

高校生では、バレーボール・ボート・弓道・陸上競技などで国体やインターハイに出場し、一般においても、弓道などが国体で活躍しています。

また、市民スポーツでは、伝統ある市民ボート大会やソフトボール大会、バレーボール大会などが盛んなほか、最近は個人で運動するウォーキング人口も増加しています。

本市では、これまで、ボート競技やバレーボールのオリンピック選手を始め、プロ野球選手、ボクシングの世界チャンピオン等、数多くのアスリートを輩出しており、市民も積極的にスポーツに取り組んでおります。しかしながら、近年は、少子高齢社会の進展や社会環境の変化により、青年期以降の日常生活における運動機会の減少が指摘されています。

生活習慣病の増加や精神的なストレスなど健康に不安を抱える市民が増える中、心身ともに健全な生活を送るために、生涯スポーツのさらなる普及・定着を図る必要があります。

このような観点から、スポーツ振興を市民運動として展開するとともに、スポーツの力で健康づくりや仲間づくり、地域の活性化を目指すため、平成25年度から住民総参加型の全国スポーツイベント「チャレンジデー」に全市を挙げて参加しています。

「スポーツ立市」を目指して、スポーツを通じた躍動と活力あふれるまちづくりに取り組むとともに、すべての世代において、生涯スポーツに対する気運の醸成を高めながら、市民がスポーツに親しみ、楽しめる環境づくりを推進していくことが重要であります。

○5年間の方向性

「チャレンジデー」の取り組みなどを基盤に生涯スポーツを推進するとともに、体育協会と連携し、ジュニア層の強化事業を推進しながら一貫した選手育成に努め、「スポーツによる健康で元気なまちづくり」に取り組めます。

また、総合防災公園・アリーナ等を生涯スポーツの推進拠点に位置づけ、スポーツ基本法に定める「する」「観る」「支える」スポーツの振興に取り組むとともに、交流人口の拡大と地域の活性化を目指します。

○目標と推進施策

目指す姿	スポーツによる健康で元気なまちづくり
-------------	--------------------

主要施策	施策の概要
4-(1)-① 生涯・競技スポーツの振興 (するスポーツ)	<ul style="list-style-type: none"> ・「チャレンジデー」を基盤とした生涯スポーツの普及・定着 ・生涯スポーツの普及に向けた指導者の育成・確保 ・スポーツ・レクリエーション活動の地域拠点施設の充実 ・体育協会と連携したジュニア層の強化 ・総合防災公園・アリーナ等を拠点とした生涯スポーツの推進
4-(1)-② 観るスポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツなどのハイレベルな試合観戦機会の提供 ・大規模なスポーツイベントの開催とライブ映像の配信等
4-(1)-③ 支えるスポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツコミッション（注19）の研究 ・スポーツと観光の融合によるスポーツツーリズム（注20）の推進 ・スポーツボランティア（注21）の育成

成果指標	現状値	目標値
スポーツ関連施設の年間延べ利用者数（千人）	546千人 (H26)	600千人 (H31)
チャレンジデー参加率（%）	69.4% (H26)	80.0% (H31)

注19 スポーツコミッション：大会等の誘致及び開催支援を行う官民一体型組織のこと。

注20 スポーツツーリズム：スポーツ観戦やスポーツイベントへの参加と、開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取り組みのこと。

注30 スポーツボランティア：スポーツの大会やイベント等の運営、参加者を支えるボランティアのこと。

基本政策 5 市民主役の地域づくりと市政経営

政策 5 - (1) 男女共同参画社会の推進

○現状と課題

男女が互いの人権を尊重し責任も分かち合える社会づくりを目指し、由利本荘市男女共同参画推進協議会を設置、平成17年3月に由利本荘市男女共同参画計画を策定し、総合的かつ計画的な取り組みの基本的指針とし、これを持続的に実践してきました。

平成21年4月には「由利本荘市男女共同参画都市宣言」を行い、市では毎年、市民参画による市民講座や街頭キャンペーンなどの啓発事業を定期的を開催しています。

また、男女共同参画推進協議会委員、あきたF F推進員（注22）、本荘由利男女共同参画推進市民ネットワーク「11ぱれっと」などによる、地域に根ざした啓発活動を継続し、幅広い団体・個人との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

国は、成長戦略進化のための今後の検討方針（平成26年1月決定）に基づき、「女性が活躍できる社会」に向けて本格的な環境整備を始めています。

今後は、国の方針と歩調を合わせながら、性別にかかわらずにすべての市民が活躍できる由利本荘市の形成に向けて、市民生活におけるあらゆる分野で男女共同参画社会が強く意識され、意欲的な参画活動を実践していくことが重要であります。

○5年間の方向性

由利本荘市男女共同参画計画の取り組みを実践するとともに、これまでの男女共同参画の先駆的な取り組みを基礎に、市民意識の啓発や関係団体の活動促進を図りながら、市政経営を始め、より多くの分野や組織で男女共同参画の実践を推進します。

注22 あきたF F推進員：秋田県で取り組んでいる男女共同参画社会の実現に向けて各市町村での取り組みや地域活動が活発に行われるよう、推進的な役割を担うリーダーのこと。

F Fとは、仕事や家庭、社会へ男女が共に協力し合いながら参画し合うという意味を込めた『Fifty・Fifty』の略。

○目標と推進施策

目指す姿	すべての市民が活躍できる男女共同参画社会の推進
-------------	-------------------------

主要施策	施策の概要
5-(1)-① 男女共同参画の実践	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進協議会意見・提言の市政への反映 審議会・各種委員会への女性参画の推進 市内事業所等における女性管理職の登用と育成 女性の就業等の支援促進 相談体制の充実とドメスティックバイオレンス（DV）根絶のための環境整備
5-(1)-② 市民意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 街頭キャンペーンの実施 男女共同参画市民講座の開催 広報・CATVによる情報発信 図書館における男女共同参画図書コーナーの設置
5-(1)-③ 関係団体の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> 由利本荘市男女共同参画推進活動室の整備

成果指標	現状値	目標値
審議会・各種委員会の女性参画割合（％）	25.2％ (H26)	30.0％ (H31)

政策5－(2) 国内外交流の推進

○現状と課題

本市では、旧市町で深められてきた絆を大切に、国内4市（福島県いわき市、長野県佐久市、香川県高松市、香川県丸亀市）及び国外3市（ハンガリー・ヴァーツ市、大韓民国梁山市、中華人民共和国無錫市）を中心として、文化、物産、観光、教育、スポーツなど幅広い分野の交流を推進しています。

民間団体においても、国内外の団体などと様々な交流活動が行われており、本市の情報発信や交流人口の拡大につながっています。

また、県立大学や国際教養大学との地域連携協定を活かした多様な交流活動を実践しており、学園都市としての強みを活かしたまちづくりに取り組んでいます。

さらに、市内に暮らす外国人や東アジアを中心とした外国人観光客が増加していることから、外国語を併記した案内看板等の設置や、多言語による情報提供などの環境整備に取り組んでいます。

今後、新たな由利本荘市に進化していくためには、人・情報・経済の「交流」が重要なキーワードのひとつになることから、市民レベルや地域レベルを含め、あらゆるレベルの多種多様な交流の実践とともに、異なる文化が共生するまちづくりの推進が必要であります。

○5年間の方向性

交流人口の拡大は、地域のにぎわいの創出や地域経済の活性化といった効果が期待されることから、地域資源を活かした国内外の友好都市等との交流事業をより一層充実させるとともに、民間団体における交流活動への支援に取り組めます。

また、にぎわいの創出には幅広い世代の参画が重要であることから、県立大学や国際教養大学などと連携しながら、広く市民が参加できる多様な交流活動の実践を目指します。

さらに、外国人観光客や市内在住外国人が安全・安心して滞在・生活することができるよう、外国人にも配慮した環境整備をより一層充実させ、多文化共生の視点に立った様々な取り組みを推進します。

○目標と推進施策

目指す姿	多様なレベル・分野における国内外交流の活性化
------	------------------------

主要施策	施策の概要
5-(2)-① 友好都市等との交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・友好都市等との相互交流の充実 ・地域の特性を活かした魅力ある交流イベントの創出
5-(2)-② 多様な主体による交流の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学や国際教養大学との地域連携協定等を活用した各種交流活動の推進 ・多様な分野、様々なレベルにおける交流の促進

成果指標	現状値	目標値
友好都市等との交流・イベント数（回）	20回 (H26)	25回 (H31)
市主催の観光ツアーによる外国人観光客数（人）	900人 (H26)	1,500人 (H31)

目指す姿	多文化共生の視点に立ったまちづくりの推進
------	----------------------

主要施策	施策の概要
5-(2)-③ 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語を併記した案内看板等の整備の推進 ・やさしい日本語などを活用した情報提供の充実
5-(2)-④ 交流機会や学習機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・国際理解に関する各種講座等の充実 ・日本語教室や外国語教室の開催

成果指標	現状値	目標値
市内在住外国人数（人）	264人 (H25)	300人 (H31)
国際理解講座・語学教室の開催数（回）	5回 (H26)	15回 (H31)

政策5－(3) 住民自治の充実

○現状と課題

本市のまちづくりは、市民と行政との適正な役割分担に基づいた「住民自治のまちづくり」を目指しています。今後、行財政基盤の充実・強化を図りながら、ますます複雑化、多様化、高度化するニーズに対応するためには、住民に身近な身の回りの課題は、町内会など地域コミュニティが母体となり、そこに住む住民自身の力で解決できるようにしていく必要があります。

市では、平成17年度からの「住民自治活動支援交付金」による町内会などへの活動支援に加え、平成22年度からは、新たに各地域に予算枠を設けた「地域づくり推進事業」の実施により、地域ごとの特色ある事業の実施を支援し、地域活力の増進と連帯感の創出を図っています。

平成25年度には、市内8つの地域に、それまでの「地域協議会」に代わる「まちづくり協議会」を設置しました。まちづくり協議会では、町内会や各種団体より推薦を受けた方々など委員とし、市からの諮問事項に対し意見を述べるだけでなく、テーマを設定した地域の課題解決や活性化に取り組むなど、市民と行政による協働のまちづくりを推進しています。

さらに平成26年度からは、現状を見つめながら地域のあるべき将来像を探るとともに、その実現に向けて「住民の力でできること」を話し合い、地域の維持・活性化につなげようと「町内会・自治会げんきアップ事業」を展開しています。

また、NPOなどの団体と定期的な情報交換を行い、それぞれの活動に対する助言や相互連携の充実を図っています。

今後、地域によっては限界集落（注23）や地域活力の低下も予測されるため、より主体的な地域コミュニティ活動を維持し、さらには地域を活性化していくことが重要な課題となります。

○5年間の方向性

町内会などの地縁型組織については、「町内会・自治会げんきアップ事業」により、地域住民の共通認識と課題解決に向けた合意形成を後押しします。

NPOなどの有識型組織については、引き続き情報交換を図りながら、地縁型組織との有効な連携の方策などについて研究します。

また、市民一人ひとりの住民自治意識の啓発を図るため、多様な主体と連携し、リーダーの育成を進めます。

注23 限界集落：集落内で過疎化や高齢化が進み、経済的・社会的な共同生活の維持が難しくなり、社会単位としての存続が危ぶまれる集落のこと。

○目標と推進施策

目指す姿	主体的な地域コミュニティ活動の活性化
------	--------------------

主要施策	施策の概要
5-(3)-① 地域コミュニティ機能の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・町内点検による地域情報の掘り起しと収集の促進 ・地域コミュニティのビジョン策定と実践活動のサポート ・市民が地域コミュニティ活動に参加しやすい取り組みの推進 ・地域貢献活動支援基金による市民団体等へのサポートの推進
5-(3)-② 地域リーダー・キーパーソン等の発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・「由利本荘市地域を支える人財育成塾」による研修と、若い人財の発掘と育成 ・NPO等との連携強化・活動支援
5-(3)-③ コミュニティ施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付の継続 ・市民ニーズに沿った施設の整備
5-(3)-④ 活動基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ともしび基金、合併市町振興基金の活用 ・各種助成・地域づくり推進事業等の実施

成果指標	現状値	目標値
地域を支える人財育成塾の年間履修者数（人）	21人 (H26)	40人 (H31)

政策5－(4) 開かれた市政の推進

○現状と課題

本市は「市民目線の市政経営」を基本として、市民主役の開かれた市政を目指しています。

広報活動は、広報誌の発行、ホームページの公開に加え、平成25年7月からツイッターとフェイスブック（注24）の本格的に運用を開始し、市政全般の情報について、タイムリーに提供しています。

広聴活動は、8地域における市民とのふれあいトーク、町内単位の座談会の開催のほか、年2回のペースで「市長への手紙」を募集していますが、開かれた市政を推進するため、広聴活動の充実に努める必要があります。

近年、地方分権一括法のもとで権限移譲が進み、基本自治体が担う事務は増大し、財政的・人的負担が高まっています。

行政運営では、職員研修を計画的に実施し、専門的な知識の習得や接遇マナーの改善など行政サービスの向上に努めています。また、事務事業等の最適化やシステム化を進め、業務効率化と同時に行政サービスの利便性向上を実現しています。

財政運営では、積極的な滞納整理を実施し、市税収納率向上を図っています。また、総合計画、定住自立圏構想を基本に予算編成を行い、繰上償還や低利借換えを実施し、主要財政指標の改善を達成しています。

今後は、本市が直面する三大課題（人口減少に歯止めをかけること、元気な少子高齢社会の形成、地域活力の維持・向上）に取り組むため、市民力、行政力、財政力が三位一体となって、戦略的かつ総合的に市政経営を推進していく必要があります。

○5年間の方向性

市民や民間の力の積極的な活用、効率的で効果的な行政サービスの提供、財政の健全運営を三位一体として、将来像の実現に向けて常に時代を先取りする政策展開を図ります。

また、平成28年1月から市民に発行されるマイナンバーカード（注25）を活用し、市民サービスの一層の向上に取り組みます。

注24 ツイッター、フェイスブック：インターネットを活用したコミュニケーションツールのこと。

注25 マイナンバーカード：国で社会保障・税・災害対策の各分野に導入するマイナンバー制度において発行されるカードのこと。

○目標と推進施策

目指す姿	三位一体（市民力、行政力、財政力）による市政経営
主要施策	施策の概要
5-(4)-① 市民目線による市政経営	<ul style="list-style-type: none"> 多様な手法を用いた広報・広聴活動の実施 市民意見・提言を反映した政策決定と説明責任の実施 市民参画の促進 個人情報保護に留意した市民への積極的な情報の公開と提供 効果的な外部評価、監査の実施 遊休施設（資産）の利活用
5-(4)-② 行政サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> 効率・効果を重視する、事業や施設の統廃合及び再編の実施 PDCA、指定管理者制度、事業委託等の導入による民間経営手法の導入 マイナンバー制度による組織・業務・システムの改善、サービス開発、民間企業との連携推進 適正な職員数の確保 職員の課題解決力、チーム力、現場力の向上 防災、観光、医療等、あらゆる分野において既存の枠組みに捉われない新たな広域連携の研究 災害時の食料や物資調達のための民間企業や団体との連携
5-(4)-③ 財政運営の健全化	<ul style="list-style-type: none"> 市税収納率の向上 手数料や施設使用料の受益と負担の公平性を確保する適正な給付と負担の定期的な見直し 中長期的な視点に立ったメリハリの効いた財政運営 新しい地方公会計方式（発生主義・複式簿記ほか）の導入 ふるさと納税、遊休資産の売却等による新たな財源の確保

成果指標	現状値	目標値
市民とのふれあいトーク、地域座談会等の年間開催数 [市民力] (回)	90回 (H25)	100回 (H31)
マイナンバーによる改善、最適化業務・システム数 [行政力] (業務・システム)	導入前 (H26)	16業務・システム (H28～H31)
職員研修の年間延べ参加者数 [行政力] (人)	1,540人 (H26)	1,800人 (H31)
実質公債費比率 [財政力] (%)	14.3% (H26)	14.0% (H31)
ふるさと納税件数 [財政力] (件)	30件 (H25)	200件 (H31)

由利本荘市総合計画
新創造ビジョン

平成27年3月

発行／秋田県 由利本荘市

〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地

電話／0184-24-6226



Yurihonjo City
New Creation Vision

秋田県 由利本荘市

〒015-8501

秋田県由利本荘市尾崎17番地